

平成21年第6回防府市議会定例会会議録（その2）

平成21年9月9日（水曜日）

議事日程

平成21年9月9日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（26名）

1番	安藤二郎君	2番	斉藤旭君
3番	山田耕治君	4番	河杉憲二君
5番	山根祐二君	6番	土井章君
7番	松村学君	8番	大田雄二郎君
9番	木村一彦君	11番	田中敏靖君
12番	山本久江君	13番	田中健次君
14番	佐鹿博敏君	15番	弘中正俊君
16番	高砂朋子君	17番	今津誠一君
18番	青木明夫君	19番	重川恭年君
20番	伊藤央君	21番	原田洋介君
22番	三原昭治君	23番	藤本和久君
24番	久保玄爾君	25番	山下和明君
26番	中司実君	27番	行重延昭君

欠席議員（1名）

10番 横田和雄君

説明のため出席した者

市	長	松	浦	正	人	君	副	市	長	嘉	村	悦	男	君															
会	計	管	理	者	松	吉	栄	君	財	務	部	長	吉	村	廣	樹	君												
総	務	部	長	浅	田	道	生	君	総	務	課	長	原	田	知	昭	君												
生	活	環	境	部	長	古	谷	友	二	君	産	業	振	興	部	長	阿	部	勝	正	君								
土	木	都	市	建	設	部	長	阿	部	裕	明	君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	岡	本	幸	生	君			
健	康	福	祉	部	長	田	中	進	君	教	育	長	岡	田	利	雄	君												
教	育	次	長	山	邊	勇	君			水	道	事	業	管	理	者	中	村	隆	君									
水	道	局	次	長	本	廣	繁	君		消	防	長	武	村	一	郎	君												
監	査	委	員	和	田	康	夫	君		入	札	検	査	室	長	安	田	節	夫	君									
農	業	委	員	会	事	務	局	長	村	田	信	行	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	古	谷	秀	雄	君
監	査	委	員	会	事	務	局	長	小	野	寺	光	雄	君															

事務局職員出席者

議会事務局長 森 重 豊 君 議会事務局次長 山 本 森 優 君

午前 10 時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は横田議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。7番、松村議員、
8番、大田議員。御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一
般質問でございます。

通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

早速これより質問に入ります。最初は、8番、大田議員。

〔8番 大田雄二郎君 登壇〕

8番（大田雄二郎君） おはようございます。忠恕会の大田雄二郎でございます。忠恕
とは、論語の忠、誠と、恕、思いやりから論語の先生に命名していただきました。

7月21日の豪雨災害による土石流によりお亡くなりになられた14名の方々の御冥福

をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

そして、49日の法要をされる御遺族の皆様方は、これまで大変な思いをされて来られたと思いますし、これからも大変だと思いますが頑張ってください。できる限りの協力をさせていただきます。

また、被災された皆様方は、7月21日から今日まで50日間、避難勧告や避難指示により避難所や自宅、仮住まい等で苦勞され、不自由な生活をしてこられました。これからも大変だと思いますが頑張ってください。できる限りの協力をさせていただきます。

右田、小野地区の275世帯575人に出されていた避難勧告が、9月3日15時に解除され、防府市災害対策本部は廃止されて、防府市災害復興本部へと移行しました。9月2日16時現在の防府市の被害状況は、死者14人、家屋全壊31件、家屋半壊63件、床上浸水107件、床下浸水1,014件となっています。

そこで、一番目の質問として、7月21日の豪雨災害時において、山口県から山口県土砂災害警戒情報と、土砂災害降雨危険度レベル1からレベル4の土砂災害発生のおそれがあると連絡が入りながら、避難勧告と避難指示を出すのがおくれたことにより、死者14人を出した松浦市長の責任と反省、そして今後の対策について質問します。

7月21日の豪雨災害時において、午前7時ごろから右田、小野地域の被災地では山からの異常出水により宅地内に水が入ってきており、前兆現象がありました。7時40分ごろに山口県から防府市役所総務課に、土砂災害警戒情報第1号が発令されましたと連絡が入り、その後、土砂災害降雨危険度レベル1からレベル4の土砂災害発生のおそれがあると連絡が入りました。8時30分に防府市災害対策本部を設置し、本部長は松浦市長でした。ところが、10時から11時ごろまで約1時間、防府市災害対策本部長である松浦市長は、西浦公民館で移動市長室ふれあい車座トークに出かけて災害対策本部を留守にした責任があります。そして、12時ごろ真尾下郷の大歳神社南側で土石流が発生し、2人が死亡されました。次に、13時ごろ真尾の特別養護老人ホーム高砂の裏山で土石流が発生し、7人が死亡されました。下右田地区国道262号線付近で4人が死亡され、奈美川土手でも1人が死亡され、合計14人が死亡されました。

防府市災害対策本部が避難勧告を発令した日時は次のとおりです。7月21日、14時10分に右田地域、右田市上地区、同じく16時10分に右田地域、勝坂地区、神里地区、同じく17時20分に小野地域、真尾下郷、大歳地区、そして、豪雨災害の3日後の7月24日13時10分に小野地域の残り全域、そして真尾特別養護老人ホーム高砂を含む。同じく13時10分に右田地域、田ノ口等。

山口県土砂災害警戒情報とは、大雨で土砂災害のおそれがあるとき、土砂災害発生の危

険性をお知らせすることで、県民の皆様の早めの避難や防災関係機関の危機管理体制強化を目的として整備されたものです。土砂災害降雨危険度とは、土砂災害警戒情報を補足するため、地域の詳細な土砂災害発生危険度を情報提供するものです。土砂災害警戒情報とあわせ避難の目安となっています。

土砂災害降雨危険度では次の危険度レベルで色分け表示されています。レベル1、今後の雨量に注意、レベル2、避難準備開始の目安、レベル3、避難開始の目安、レベル4、土砂災害発生のおそれ。

本日、議長の許可をいただいて、こちらにお持ちした防府市土砂災害警戒区域一覧図は、1年前に山口県が作成した図面で、A3サイズ15枚1組となっており、防府市役所と出張所にはありますが、防府市民には配布されていません。そして、土石流の色塗りがされた危害のおそれのある土地の区域が、今回14人が土石流で死亡された場所と一致します。

そして、この図面が1年前に市民に配布され、早めに避難されていたら死亡された14人は助かったと思います。その根拠として、図郭番号4番には、真尾の老人ホーム高砂の場所が土石流の危害のおそれのある区域で青色で着色されています。真尾下郷、大歳地区も同じです。下右田地区、国道262号線付近も同じです。

防府市役所総務課は、山口県から7月21日、午前7時40分に土砂災害警戒情報第1号が発令されました、と連絡を受け、その後、土砂災害降雨危険度レベル4の土砂災害発生のおそれがあると連絡を受けています。そういう状況の中で、災害本部を留守にして西浦公民館に出かけたために、避難勧告と避難指示がおくれたことにより死者14人を出したのは松浦市長に責任があります。反省と今後の対策について質問します。

2番目の質問として、被災者支援について質問します。見舞金として防府市災害見舞金がありますが、被災者は8月15日の盆までに支給してほしいという声が多いのですが、いつまでに支給されるか、質問します。

また、死亡された14人については、災害弔慰金はいつまでに全員に支給されるか、質問します。

支援金として、被災者生活再建支援金について質問します。義援金については9月3日現在で件数が2,496件、金額が9,045万7,547円集まっています。そして、1日も早く被災者に配分してほしいとの声が多いので配分時期について質問します。被災者で防府市災害見舞金の対象になる全壊、半壊、床上浸水以外の被災者について、義援金から見舞金を支給する方法について質問します。また、防府市道で鉄道高架の下にある地下道で、車両が水没被害を受けたために車を買いかえた被災者についても、義援金から見舞金を支給する方法について質問します。

3番目の質問として、砂防堰堤の建設について質問します。国土交通省が実施する直轄5カ所と、山口県が実施する石原川3河川の3カ所を含めて最新の状況について質問します。

山口県は二井知事が被災地を全部視察され、山口県の義援金で民地に流れ込んだ土石流のうち、大きい岩石を小さくしていただいております。被災者は感謝しています。防府市の義援金も山口県と同じように被災者のために、すぐ役に立つ使い方を考えてください。

以上で、忠恕会の大田雄二郎の壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） お答えに先立ちまして、まず、このたびの平成21年7月21日の豪雨によりお亡くなりになりました皆様の御冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます次第でございます。

それでは、質問にお答えいたします。

7月21日、早朝から梅雨前線の活発化により降り続いた雨は1時間時間雨量が70ミリを超える猛烈な雨となり、ほぼ同時刻に発生したと思われる土石流によりまして、小野、右田、大道地区が同時多発的に大きな災害に見舞われました。

今回の災害は、過去に経験したことのない未曾有の大災害でありました。当日は、早朝より市民の方々から土のうのお求めや、水路の増水など、職員に現場確認をしてほしいといった通報が多くありましたことから、午前8時30分に災害対策本部を早急に立ち上げ、入ってくる通報に対し、職員を派遣するなど災害に備えたところでございます。しかしながら、このような甚大な被害となりましたことはまことに残念でなりません。

また、市はこのたびの豪雨災害に対しましては対応マニュアルに従って対処いたしましたが、この対応について御批判、御意見が出ておりますことは真摯に受けとめております。今回の教訓を防府市の安心安全なまちづくりに結びつけていくことが、私の責任であろうと痛感しております。

次に、各種気象情報についてでございますが、国土交通省山口河川国道事務所、下関地方气象台、山口県砂防課、防災危機管理課、防府土木建築事務所、佐波川ダム管理事務所から県防災行政無線文書一斉送信あるいはファクス一斉送信、電子メールで送られてきます。これらの各種情報は総務課の受信端末に入りまして、災害対策本部未設置時には、総務課から河川港湾課、農業農村課、林務水産課、下水道管理課・建設課、道路課、都市計画課、水道局の庁内各課へ送信いたしております。

また、災害対策本部設置時には、これらの庁内各課に加えて災害対策本部へファクスで送信することといたしております。

当日の土砂災害警戒情報につきましては、7時40分に土砂災害警戒情報第1号が発表され、また、8時10分に第2号が発表されており、総務課は届いた2つの土砂災害警戒情報の通知文を庁内各課へファクス送信いたしましたところでございます。

この土砂災害警戒情報の通知文でございますが、一つは土砂災害警戒情報第何号が発表されました、という文章だけが記載されたもの、別の通知文はこの土砂災害警戒情報第何号が発表されました、という文書に、県内各市町単位の警戒対象地域と警戒文の文書がつけられたものでございます。

御指摘の降雨危険度についてでございますが、県から送信される文書一斉送信、ファクス一斉送信、また電子メールの土砂災害警戒情報の通知文を受け取った後、本市の降雨危険度のレベルを改めてこちらから下関地方気象台ホームページ、または山口県土砂災害警戒情報システムにアクセスして、降雨危険度の情報を取り出さなければならない作業が必要となります。

しかしながら、当日、総務課は災害通報の電話が立て続けにかかっており、また、災害対策本部を立ち上げるため、必要な資機材の搬入、電話回線の設置などにとりかかっていたことから、土砂災害警戒情報第1号、第2号の降雨危険度レベル4の情報に直ちにアクセスすることができませんでした。7時40分に警戒情報第1号が発表されたにもかかわらず、申し上げたような状況の中とはいえ、直ちに対応できなかったことにつきましては、謙虚に反省するとともに、今後の教訓として生かしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

災害対策本部設置後は、本部の災害対応専用電話がオーバーフローして、総務課に電話がかかっていたことから、この電話に職員が対応することとなり、そうした中、同時多発的に土石流による災害が発生し、それに対するテレビ等報道関係の電話の対応、避難所の準備、避難手段の確保などに職員が忙殺されてしまい、下関地方気象台のホームページ、県の土砂災害警戒情報システムにアクセスし、情報を取り出す作業ができず、降雨危険度レベル4を確認したのは、当日午後になりました。

また、災害対策本部では、市民からはっきりなしにかかる災害通報に職員が対応し、その通報の処理や技術職員の派遣、また現地に派遣した職員から報告される被害情報の整理を行っておりましたが、総務課と同様に、各地で大規模な土砂災害が発生したことから、混乱し、情報が錯綜するなど、土砂災害警戒情報の伝達、確認がうまくできなかったという、結果的に不手際が生じたと考えております。

以上が土砂災害警戒情報を含め、市及び災害対策本部に届く各種気象情報等の扱いのあらましでございますが、当日は1,000人を超える市民の方々から差し迫った御要望が寄せられ、また、その対応を最優先にいたしましたことから、災害対策本部も混乱の状況であったことを御理解いただきたいと存じます。

なお、避難勧告がおくれたというような御指摘がございましたが、避難勧告は災害の状況を職員の現地確認などにより、危険と思われる区域を特定し、さらに避難場所を確保し、避難中に2次災害に遭わないよう安全に避難できる形が整うことが大切であると考えておりまして、決して避難勧告がおくれたというようなことは考えておりません。

次に、移動市長室車座トークへの出席についてのお尋ねでございますが、当日、7時ごろから強烈な雨が降っておりましたことから、7時30分には予定していた業務のうち、お断りできるものはお断りし、変更できるものはスケジュールの変更をお願いする旨、その指示を出し、その後、8時前に市役所に到着を私はいたしてありまして、8時30分に災害対策本部を立ち上げたわけでございます。

しかしながら、西浦での車座トークは1カ月前に御案内を出し、また、市広報で広く皆様に広報しておりましたことから、西浦地区のどなたが御出席されるかわからない公務でございましたので、熟考した結果、対策本部の対応を副市長にお願いし、9時40分ごろ一たん当地に出向き、執務をこなした上で、早めに本部に引き上げたところでございます。

次の今後の体制の見直しにつきましては、現在、総務課に防災対策室を置き、専任1名、兼任3名で業務を行っておりますが、防災危機管理の重要性が増し、また、業務も複雑化していることから、本年10月には総務部内に防災対策を専門に行う課を新たに設置する方向で検討に入っているところでございます。

また、新年度から防災行政の知識をお持ちの方の雇用も考えておるところでございます。

次に、2点目の被災者支援についての御質問にお答えをいたします。

まず、弔慰金についてのお尋ねでございますが、今回の災害により不幸にしてお亡くなりになられた方々の御遺族に対し、国の制度として250万円から最高500万円が支払われますが、受け取りの遺族の順位が法により定められております。そのため、戸籍による遺族の確認及び同順位の遺族が複数ある場合は受取人の選任をお願いするなどの手続が必要となってまいります。8月末現在、災害により死亡が確認された14名のうち、10名の遺族の方に支給が完了しております。

続きまして、見舞金についてでございますが、死亡見舞金5万円につきましては、弔慰金の支払いにあわせて支給いたしてあります。また、家屋被害の見舞金につきましては、今回の災害から全壊は10万円、半壊は5万円、床上浸水は3万円とさせていただきますし

た。

なお、支給のための基礎となる被害認定の作業を県職員の協力をいただき、7月末より開始いたしました。この作業は、後ほど申し上げます被災者生活再建支援金の対象家屋の認定にも必要となりますので、現地で一軒一軒を市の課税課職員と建築課職員が国の基準に照らし合わせながら行うもので、迅速な中でも公平性が損なわれることのないよう調査いたしました。

この調査に基づき、支給対象者を決定し、8月31日に口座振替依頼書などの関係書類を被災者の方々に送付したところでございます。準備の整ったものから順次手続を開始し、9月末には第1回目の振り込みを予定しておりますが、なるべく早い時期に完了させたいと考えております。

最後に、被災者生活再建支援金についてでございますが、御指摘のように災害に遭われた方の生活の立て直しには欠かせない制度でありますので、周知に徹底を図りたいと考えております。今回、送付しました見舞金のお知らせの中でも、対象となる方々には御案内の文書を同封させていただきました。今後、申請のない方に対しましては個別に連絡を差し上げるなど、被災者の立場に立って支援を進めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、3点目の砂防堰堤の建設についての御質問にお答えいたします。

今回の土砂災害に伴う砂防堰堤の建設につきましては、国及び県事業として国土交通省の緊急点検において危険度Aランクに判定された37カ所を中心に、整備が進められることになっております。

現時点で市が把握しております事業内容は、国直轄の災害関連緊急砂防事業として、奈美松ヶ谷地区、真尾南郷地区、下右田勝坂地区、高井神里地区、大崎地区にそれぞれ1カ所の計5カ所が、また、県の災害関連緊急砂防事業として、真尾石原地区に3カ所、高井神里地区に2カ所、下右田勝坂地区に1カ所の計6カ所、合計11カ所が事業決定され、来年の梅雨時期までを目途に建設予定と伺っておりまして、一部地区では地権者との用地交渉や関係住民を対象に説明会が開催され、既に工事に着手している箇所もございます。

さらに、県においては、近日中に新たな砂防堰堤や治山堰堤の事業決定がなされると聞いておりますので、市といたしましても災害から市民の生命、財産を守ることはもとより、地域の安全・安心の確保を図る観点からも、これら堰堤が早期整備されるよう、国及び県に対し強く要望していくとともに、全面的な御協力を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） 答弁をありがとうございました。

先ほど市長からお話のありました、まず、1番目の質問のレベル4土砂災害発生のおそれがあるという情報を確認したのは7月21日午後だったということですが、防府市役所には緊急時に対応する職員がいないということなんですね。

当日、7時40分には山口県から土砂災害警戒情報とか、レベル4がすべて連絡が入り、インターネット、それから電話、ファクス等が入り、また、山口県内のほかの市町村、山口市とか下関市とか、ほかの市町村はそれに全部対応していますけれども、防府市役所では、先ほど市長がおっしゃったいろんな業務があったから、レベル4を確認したのは7月21日午後でしたということですが、今後、こういうことのないように、先ほど10月から災害対策の部署をつくるとか、来年度から防災官を採用するとかおっしゃいましたけれども。

それと避難勧告がおくれたとは思っていないというふうに、先ほどもおっしゃいましたけれども、避難勧告はとにかく危ないと思ったら避難勧告を出すと、これが国土交通省とかの一応の方針ですから。あと避難勧告については、これは避難する、しないは防府市民、住民の判断になりますし、もう避難指示としていっても命令になれば、もう必ず避難しないといけなくなる。だから、避難勧告はもうとにかく、レベル4が出て、土砂災害の発生のおそれがあるというのがわかった段階で、もう避難勧告を出すと。

だから、防府市の場合、午後ということになると、当日7月21日はもう12時には、真尾下郷地区はもう土砂災害、土石流によって、もう2の方が生き埋めになって亡くなられた。また、真尾は7月21日午後1時ですから、同じく7の方がもう真尾の老人ホーム高砂で亡くなっていらっしゃる。それから、午後になってレベル4の土砂災害発生のおそれを防府市役所は確認したということになるんです。それだったらもう全く防府市役所は機能してないということなんです。

防府市役所の職員は700人以上おられますけれども、その緊急時に対応する職員を必ず、1人でない、何人もつくっておかないと、こういうふうな今回の7月21日の災害には対応できない。たとえどんな、防府市民1,000人から電話の問い合わせがあるうが、いろんな情報が錯綜しようが、緊急時は必ず1人以上何人もがそのインターネットとか、山口県からの土砂災害警戒情報、そういうものにつきっきりでないといけない。また、そういう情報が入れば、即座に対応する。それも災害本部長たる松浦市長にすぐに連絡をして判断を仰ぐと。

だから、先ほどの市長の答弁と、それから8月11日の防府市議会の臨時議会で浅田部長が言われましたこのレベル4の土砂災害警戒情報及び土砂災害発生のおそれがあるとい

う情報について、浅田部長とか、そちらの市長のほうに情報が伝わってこなかったというふうには8月11日の臨時議会ではおっしゃって、総務課長の原田さんのほうは7時40分に山口県のほうから連絡があったと。だから、この一番大事な情報が防府市役所の総務課の課長から、総務部長及び市長に行くまでの間でこの緊急情報がきちっと伝わってなかったということです。これについて。

それともう一つ、西浦公民館でふれあい車座トーク、これ7月21日の10時から11時まで行かれていましたけれども。災害対策本部の本部長を副市長の嘉村副市長に任せていかれたと。その1時間の差というのが結局、7月21日は12時から1時のあの土石流の災害により14人亡くなられた方の、いわゆる最初の動きというか、緊急対策がそれだけ1時間の間でおくれてきている。

だから、これについては、今後、同じように、この次はまた台風とか、また今回の土石流で崩れたところがまた崩れる可能性がある、あるいは一番怖いのは、今回、土石流、崩れてないけれども、途中でとまっている部分、これが崩れたときには大変ですから、これについて。今後の対策をもう少し回答してください。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 一連の再質問でございますので、私から一連の流れについて再度お話をさせていただき、足りないところは担当部長から補足をいたさせたいと思います。

まず、7時40分に警戒情報が入ったことは、これは議員御指摘のように原田課長も承知しておりますし、災害防災対策室長の林室長も承知をいたしておるわけでございます。しかし、これはただ、先ほども申し上げましたように一片の 本当に一片の通知文で、それに基づいて下関気象台のホームページあるいは山口県砂防土砂災害警戒情報システムというものにアクセスを入れなければ、その中身がわからないわけなんです。そのアクセスを入れそこなった。入れるいとまがなかったというか、入れることを失念してしまうほど忙殺されてしまった。先ほど壇上でちょっと御説明申し上げましたように。そして、ふと我に返った段階で入れた段階が午後であったということでございます。

先ほど私が壇上で申し上げたそのままございまして、そのことについて対応がなっとらんと、こう言われる御指摘は、もはやおっしゃるとおりでありまして、いかに大混乱、大混雑をしておろうと、極めて大切な用務というものはしっかり確認をしていくことをやらねばならないことであると、今後の反省材料、大きな反省材料にさせていただきたいと、このように考えております。

それから、避難勧告の問題につきましては、これはまた、別の問題でございまして、私どもの今までの台風とか高潮とか、あるいは佐波川を想定した大洪水とか、そういうふう

なものの想定の中では、要するに避難場所をちゃんと確保して、要するにそこに市の職員がちゃんといる。あるいは必要な飲み物や応急手当のものなどはそこに置いてあることを確認し、それから実際の現場に行って、避難ができるような状況であるか否かを確認をして、そして避難の足のない方には、避難の車も手配をしていけるだけの準備をした上で避難勧告を出すというのが、私どもの通例のマニュアルでありまして、それに沿ったことなんです。

ところが、それはもはや結果論にしかならないわけでございますけれども、あのような土砂豪雨のさなかに、果たして、避難勧告なるものを発令していたとしたら、果たしてどうなっておったか。川がはん濫し、道にあふれ、田んぼにあふれておるような状態、道には土石がごろごろ、ごろごろ転がってくるような状況の中で避難勧告を発令して、もしもそれによって御避難された方が2次災害に遭われた例が不幸にして遭われた例が他県にはあるわけでありまして、そのような結果的なことについては何とも申し上げようがないわけでありまして、私どもとしては避難勧告というものは慎重な上にも慎重に、避難をされる方々が安全に避難されると、避難できるということを確認する大切な業務があると、このように考えておるわけでありまして。

今後はじゃあ、どうなるのかということにつきましては、今後のことにつきましては、今、盛んにいるんなところで議論されております。避難勧告のあり方、その出すタイミング、あるいはその場合にはどういう点に留意しなければならないかということが、今、全国的な問題になってきておりますので、そのような動きなども注視しながら、私どもとしては集中豪雨が起こっておるときに果たして避難勧告を出して、それが通じるのか。行政防災無線を使っても雨の中や風の中では聞こえませんので、どのような……（発言する者あり）何ですか。ということもありますので、その防災行政無線の今後の活用の仕方についても、慎重にいろいろ検討してまいらねばならないと、このように考えておるところであります。

一連の流れについて私なりの答弁をさせていただきましたが、足りないところは総務部長から答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 御指摘の情報伝達はうまくいかなかったということにつきましては、これは市長も申しましたように、私どもも前回の8月11日の臨時議会でも申し上げたとおり、伝達がうまくいかなかったということについては事実でございます。

これをいかに改善していくかということで、先ほど市長も言いましたように10月ぐらいには何とか専門の課を立ち上げて、それなりの対応をしていきたいと思っておりますし、もし、

こういった災害時には、その情報の収集の専門家といえますか、専門的な職務を与えた担当者を設置するなどして、その情報収集の間違いのない伝達の、その情報の中身も含めて、そういったことが、いわゆる本部なり、あるいは他の必要な部署に伝わるように、そういった組織はしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思いません。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） それと先ほど壇上でこの防府市土砂災害警戒区域一覧図、これをきょう議長の許可をいただいてお話しさせていただきましたけれども、この分について今現在、防府市役所と出張所、それから議員の方には配られたということですが、それ以外の防府市民の方、それから被災者の方はこれ持っていらっしゃいませんので、これをとにかく、きょうからでも、とにかく防府市民に全員に配るように、まずそれをしていただきたい。

この防府市土砂災害警戒区域一覧図、これがあれば、防府市民の方で、今回被災に遭われた方も自分が住んでいるところは危ないと。まして7月21日は1時間の降水雨量が70ミリと、これはもう私のほうがちょうど国土交通省認定の宅地造成技術者、防府市で私ともう一人、12万人の中で2人ぐらいしか持っていませんけれども、この国土交通省の専門で設計していますから、通常、団地をつくる、防府市で開発許可を受ける場合の降水量は1時間に50ミリ、これで全部国土交通省、山口県、防府市の開発許可は通るんですけれども、この降水量が1時間に70ミリということは、その国土交通省の基準を超えた雨量が、雨が降っていると。だから、それについては今後はもういろんな意味で、これまでの1時間に50ミリの基準を1時間に70ミリに対応できるようにするとか、あるいは、こういう土砂災害警戒区域の図面を各防府市民に配っていただいて、今回のようにもう午前7時から、山から水が、通常と違う宅地の中へ雨が降り込む。そういうふうな異常なときは、先ほど市長も避難勧告については市役所の職員が確認して慎重に出すと言われますけれども、避難勧告が出る前に、危ないと思ったら、もう住民の人は自主避難するとか、その辺も考える材料として、この土砂災害警戒区域一覧図の中での図面は必要です。

だから、これについて、防府市は防府市民にこの図面を自分たちが 市民の方が住んでおられるところだけでいいです、これを15枚1組で防府市内全域が一覧図で1枚ものがあります。あとは防府市内の各場所によって14枚、分割されていますから、だから、費用的にも。カラーコピーで、これ凡例が出ていますし、今回の土石流、被害のおそれのある土地の区域とか、急傾斜地の崩壊、被害のおそれのある土地の区域、それから地すべ

り、こういうのが全部色分けされておりまして、今回7月21日の土石流の被害に遭われた方はこの中で青色で表示されている、土石流で被害のおそれのある土地の区域の中の方が14人亡くなっていると。だから、これだけ大事な図面ですから、これを1日も早く防府市民に配っていただきたい。

これについて、市長の回答をお願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） まさしく大田議員おっしゃるとおりで、危険だということを行政が知らせなければ避難しないというようなことでは、これまた困るわけでありまして。しからば、危険な地域にあるんだ、いるんだということが御承知おきいただけるような資料をお示しするということはこれは大切なことであろうと、このように思っておりますので、早急に全戸配布ができるように佐波川防災マップがそのようにさせていただいておるがごとく、これももう10年以上たちますので、手直ししなくてはならいんですけれども、それとあわせてこの土砂災害防災マップも準備をして、お配りをしていきたいと、このように思っております。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） それと、壇上での質問にありました義援金9,000万円について、これ山口県のほうは二井県知事が防府市内の被災地、全部、現地を見に来られて、真尾下郷の石原地区については防府市内、山口市全部の被災地を見て、防府市真尾下郷の石原地区が一番危ないと。土石流の被害を受けているからというんで、何としてもあそこを山口県の義援金5,000万円を使ってでも防府市と山口市をやりたいということで、地元の被災者の方に直接話しかけられて。現地は直径2メートルから3メートルもあるような大きい石が山の頂上から流れてきて危ない状態だったですけれども、昨日、私のほう7月21日から昨日まで被災地、全部回っていますけれども、もう2メートル、3メートルの直径のあった大きい石を、山口県は義援金で、まず火薬で大きい石を破裂させて二つに割る。あと機械で、ペッカーという機械で壊して、とにかく直径2メートルから3メートルもあるような土石流の大きい石が小さい石垣ぐらいに今なってる状態。だから、山口県の義援金5,000万円というのは、すごい、二井県知事はすばらしい使い方をされておると。被災者の方、皆さん感謝されてますし。

あとは防府市の義援金の9,000万円についても、8月11日の議会ではその配分について、とにかく被災者に配分するというのもありますけれども、委員会や委員を選任して、それで協議してから義援金を使うということですが、9,000万円ものお金を7月21日からきょうまで50日間置いておくよりも、山口県の義援金のように、5,

000万円を役に立つように、被災者のために役に立つように使っていただきたいと、これは被災者及び防府市民の声です。

これについて、市長の回答をお願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 大田議員の思いは理解できるんですけども、現実問題としまして、県の5,000万円の使い方につきましても、実は一部最初に報道がちょっと事実と違う形で情報が流れた、報道がというより情報が流れたきらいがあるわけでございますけれども、義援金はあくまでも義援金でございます。これを土木工事や河川工事や何かに使っていくということは、これは私は厳に慎まなければならないことであると。したがって、10月いっぱいまで義援金をお願いをいたしております。きのうも、きょうも、という感じで御浄財をお寄せいただいております。9,000万円をきっと超えるであろうと私は思っているわけでございますが、これらにつきましては、例えば被災された方々に優劣をつけるのはいかがかとは思いますが、全壊のお宅には幾ら、半壊のお宅には幾ら、床上浸水、床下浸水、それぞれに幾らずつお配りをしようというような、それを決める委員会でやっていくということでございます。

県がそういう形でお使いになられたのは、私は義援金ではなくて別なお金ではないかなあとも思うわけでありますし、私どもとしては防府市に寄せられた義援金は義援金として、それを被災された方々へくまなく、なるべく公平にお配りをさせていただくのが当たり前のことではなからうかと。

議員のお気持ちはよくわかるんですけども、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） 先ほど二井県知事が義援金を使って、個人の土地の中に山のところからも流れ込んできた土石流、その中には本当ボランティアとか人間の手じゃどうしようもできないような大きい2メートル、3メートル以上の石がたくさんあります。これについて、松浦市長のほうは、今回の災害でも個人の土地の中に流れ込んだ土石流については防府市の予算ではやってはいけなないと、土木業者等が道路や水路の泥を除けたりいろいろするときでも、個人の土地の中は土石流が入った分はもうやるなど、そういうふうに土木業者にも言われていると。

だけど、それは人の情として、私も論語を勉強し、忠恕会として真心と思いやりの心で常に人には接していますけれども、人の情として、困っている人がいたら助けるというのがやっぱり人の情です。だから、今回の防府市民のように被災者の方はこんな建物は土石流で全壊して、家の中にももう土が1メートル、2メートル積もって、岩がいっぱいある。

だから、家の中にも住めない。当日も、7月21日も、着のみ着のまま助けられた人も、本当何も着るものがなくて病院の、病院着で生活しとったと。友達とか、そういう知り合いの人から見舞金をもらって、それで服やら、そういう下着とか、そういうものを、生活用品をそろえた。

だから、そういうふうな人に対しては、私は二井県知事のように山口県の義援金を使って個人ができないもの、ボランティアでできないもの、それについては大きい石を砕いて小さくして、ボランティアや個人の民地の所有者の人が出しやすくするというのは、それは人間として、また、政治家として、私はすばらしいことだと思います。そういう人が日本の政治家、増えれば日本はよりよくなると思いますし。

だから、防府市はその辺はされないということで、市長はおっしゃっていますけれども。
議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も痛いほど気持ちはわかりますし、現地に行って何とかならないのかということで、現実にボランティア、機械をお持ちになってきておられるボランティアの方をお願いをしたりとか、公費でもって入り込むわけにはいかないと、こういう役所のきちとした決め事がございますので、その決め事を思いやり、情を優先させるわけにはいかない。

あくまでも決まり事の中で、それを厳然と守る中で、とはいいいながらも、すぐ横に生活道があるじゃないか、すぐ横に市道があるじゃないか、その市道を整理していくときにちょっと一歩踏み込むぐらいのことはできるだろうが、というようなささやきとか、その程度の事柄のことは存分にいたしてきておるつもりでございますし、現に昨日もボランティアで機械を持って、いまだに、いまだに遠方からわざわざ来てくださっているお方にもお目にかかってもおるわけでございます。御礼言上もしておるところでございますけれども。大田議員の思いやり、忠恕のお気持ちを私もいやというほど、よくわかっておりますし、そういうハートを抱きながら、この復旧に当たっておるということで御理解をいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 以上で、8番、大田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、20番、伊藤議員。

〔20番 伊藤 央君 登壇〕

20番（伊藤 央君） おはようございます。会派息吹の伊藤でございます。通告に従い、質問いたします。

去る7月21日、防府市を襲った豪雨による災害は我が市に大きな傷跡を残しました。

お亡くなりになった14名の方々の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆様へ心よりお見舞いを申し上げます。

また、県内外より駆けつけていただきましたボランティアの皆様、消防、警察、自衛隊等多くの方々の支援に心より感謝申し上げます。

まだ、不自由な生活を余儀なくされておられる被災者の方々もたくさんいらっしゃいます。私は私の立場で復旧復興に全力で取り組むことをお誓い申し上げます。

さて、災害発生当日を思い起こしてみますと、私はまず情報を収集しようと地元の小野公民館へと向かいました。途中、県道の上を走る濁流、それから土石流に阻まれました。家屋や人々を圧倒的な力で飲み込んだ濁流、土石流、そして流木、今でもはっきりと思い出せるほど私の脳裏に焼きついております。何とか川土手の道を通れば公民館まで行けるんじゃないかということで、その道を通り、やっとの思いでたどりついた小野公民館でしたが、ここにも大量の水、そして土砂が押し寄せておりました。本来は現地での情報収集、復旧対策の中心的役割を果たし、また避難所として機能すべき公民館であります。膝の上まで水と泥に埋もれながらでないといけない、こういった状況でありました。

その後、真尾の下郷地域で消息のわからない方がいらっしゃるということで、この地区に私も向かいました。大変な状況を目の当たりにして、これはもう避難を呼びかけるしかないということで自主的に避難を呼びかけました。そして、また知り合いの方から高砂に入所されておられた方で消息のわからない方がおられるというお電話をいただきましたので、真尾公会堂に向かいました。真尾公会堂は野戦病院のようで、本当に壮絶な風景でありました。

翌22日、私自身スコップを握り、公民館の敷地内の土砂をかき出そうと努力をいたしましたが、土砂の量は膨大で、作業には相当の時間を要すると容易に推測ができました。また、近隣の皆様方も必死で御自宅の土砂をかき出そうと除去作業に取り組んでおられましたが、膨大な土砂に先の見えない作業に、疲労の色が隠せないという状態がありありとわかりました。

そこで、私も所属しております社団法人防府青年会議所理事長に相談をし、また、メンバーにも呼びかけたところ、その日のうちに多くのメンバーがボランティアとして現地に駆けつけてくれました。まずは公民館敷地内の土砂のかき出し、そこに入るための市道の土砂の除去、次の雨に備えての周囲の側溝の土砂の除去と、作業を進めていくうちに、周辺の皆様からも土砂の除去や家具の片づけ等について、さまざまな御相談を受けるようになりました。

当時まだ、ボランティアセンターは立ち上がっておりませんでしたので、これらの要望

について内容を整理し、現地を確認し、安全面も含め作業が可能かどうかを判断し、また優先順位を決めて人員を配置するという作業を私たちが行うことになりました。JCメンバー以外の方々もボランティアとして参加したいという申し出をいただきました。日を追うごとにこういった申し出が増え続け、これを交通整理することがかなり大変な作業になってまいりましたが、ボランティアセンターが立ち上がるということで、申し込みについてはボランティアセンターへ連絡していただくように案内を始めました。

しかし、そうして案内してボランティアセンターに連絡していただいた方から、対応ははっきりしない、こういった理由で多くの方々が我々のもとにまた戻ってこられるということになりました。ボランティアセンターが実際に機能を始めたのは発生より1週間を経過しようとするころだったと記憶しております。その間、多くのボランティアの志願者の皆様が対応の遅さ、また対応の悪さを指摘しておられました。

しかし、だから最初の混乱もあったんでしょうが、ボランティアセンターにかかわる皆様の御努力で数日後には不満の声も少なくなり、多くのボランティアの方が参加し、また、作業に取り組みれるということになりましたが、やはり設置当初、多少の混乱があったのではないかというふうに感じております。

そこで質問であります。災害発生からボランティアセンターの設置稼働まで、どのような流れであったのかをお教えてください。

続いて2点目の質問であります。私は平成17年3月議会一般質問において災害発生時に迅速な対応を可能にするため、平時よりボランティア団体、個人に対し、広く呼びかけ、市民参加型のボランティアネットワークを構築すべきだと指摘をいたしました。

また、災害発生時に被災者のニーズをタイムリーに把握し、ボランティアの募集、受付、派遣を一括して行う機能を持ったボランティアベースを迅速に設置できるようにしておくべきだということ、さらに各ボランティアの技能、知識、経験、特性に加えて、ボランティアの動機やニーズを把握し、コーディネートを行うボランティアコーディネーターの養成も指摘をいたしました。

これらについて、市長の答弁はボランティア活動の環境整備をする、大規模災害の場合、県の災害マニュアルに従い、県及び市の災害対策本部と連携し、県社会福祉協議会内に設けた救援センターでボランティアの募集や登録、現地センターで必要な資機材の提供を行うとの対策がとられることになっている、というものであります。この答弁どおりのスムーズな対応にはならなかったというのが現実であります。

ボランティアセンター、ボランティアベースについては、当時、関係機関とも協議し、研究していきたいという答弁もされておられますが、私の一般質問の後、どのように取り

組まれたのか、お答えください。

続いて3点目、このたびの災害では市の避難勧告のおくれ、また発生後の市の対応について多くの市民の皆様から非難の声が上がり、私も随分とお叱りを受けました。一方、災害発生時、住民が避難の呼びかけや高齢者のお宅に声をかけるなど自主的に動き、これにより多くの命が救われたとも考えております。市は発生後の救済措置などについて、甚大な被害を受け、多くの方が避難され、不在の住宅が多い地区において回覧で情報を回そうとするなど、被災地の状況を把握していない対応が目につきました。

こういった気のきかない対応を改める必要があるのは当然であります。被災後の情報伝達の手段としても、地域住民の間で携帯電話など緊急連絡先の情報を共有する等の必要性を感じました。災害発生時の避難のため、また発生後の情報伝達の手段としても自主防災組織の必要性を強く感じたわけですが、現在、市内における自主防災組織の組織率はどのくらいになっているのかを教えてください。

4点目、8月11日に開催された臨時議会での市長の行政報告について、多くの議員から質問が出たのは承知のとおりでございます。この中で執行部が「想定外」という言葉を連発したことに対し、土井議員が、「市はどのような情報に基づき、どのような災害の規模を想定していたのか」という質問をされました。つまり想定内というのはどのような規模だったのかという質問でありましたが、これに対する市長の答弁は本市における災害は台風、高潮、佐波川のはん濫しか想定していなかった。突発的な土石流の災害はそもそも想定していなかったと答弁をされました。

私は18年3月議会の一般質問において、小野地域の土砂災害の危険性について指摘をしております。また、公民館が避難所として機能できない可能性についても指摘をしております。この指摘に対し、当時総務部長であった現副市長は、台風なのか、大雨なのか、あるいは土石流なのか、その時々に応じて最も安全な場所をしていきたい、という答弁をしておられます。土砂災害を想定していなかったという市長の答弁とは矛盾いたしますし、また本当に想定していなかったとすれば、私の一般質問での指摘について全く検討を行わなかったということになります。本当に土砂災害を想定していなかったのかどうか、もう一度お答えをいただきたいと存じます。

5点目の質問です。さきの臨時議会では市の避難勧告発令を含む初動のおくれに対し、議員から多くの指摘がなされました。何が問題で何を改めるべきかが判明しなければ今後の改善にはつながりません。初動のおくれの原因は判明したのか。現在までに、その後明らかになったことはあるのか、お答えをいただきたいと存じます。

6点目、災害発生時、またその後の市の対応を見ておきますと、完全なパニック状態に

陥っておったように感じられました。現場の状況把握が十分じゃなく、誤った対応と思われるものが多々ありました。これらの原因には情報収集が不十分、また整理されていない情報による誤った判断など、情報収集分析能力が低い。また、情報収集分析の方法自体に問題があるのではないかと考えておりますが、市の情報収集、分析体制はどのようになっているのでしょうか、お答えをお願いいたします。

7点目、災害発生後、現地に派遣された市職員、また被災者からのさまざまな相談、要望などの電話を受けた市の職員の対応の悪さについて、多くのお叱りを受けました。中には献身的に職務を遂行するという職員の方がおられたことも確かではありますが、例えば例を挙げれば、避難所において、被災者に食料を配布する前に職員の分の食事を確保しようとする、避難所のごみを全く片づけようとしない、AEDの前に支援物資等の荷物を置こうとする、小学校の敷地内にもかかわらず、くわえたばこで歩行する、食事が足りないなどの被災者に言いづらいこと、こういったことをボランティアに言わせようとする等々、常識では考えられない行動に対する指摘が相次ぎ、私のもとにも多くのお怒りの電話、また、直接の御指摘をいただきました。また、多くの職員が自分の頭で考え、行動することをせず、ただ指示を待つという姿勢も非常に目につきました。

こういった職員の質の低さを指摘する声を市では把握しているのでしょうか。もし、把握しているのであれば、このような事実についてどのような認識を持っているのか、お答えをいただきたいと存じます。

災害関連で最後の質問となります。このたびの災害では人的被害、住宅への被害のほか農地等への被害も甚大でございます。農地、農作物また農業機械を含む施設等、市内農業全体への被害額はどのくらいのものになったのかを、教えてください。

また、これらの被害に対し、市はどのような支援ができるのか、お答えください。

以上、このたびの災害について、また、今後の防災対策について8点ほどお尋ねをいたします。

続いて、新型インフルエンザ対策についてお尋ねをいたします。

本年3月議会において私は新型インフルエンザの発生、パンデミックの危険性について指摘し、その対応について迅速に整えるよう要望をいたしました。その後、恐れられた鳥インフルエンザではなく、豚インフルエンザ起源であったものの、新型インフルエンザが実際に発生し、世界的に流行という事態に陥ったのは周知のとおりでございます。

3月議会の一般質問では、夏季でも流行するおそれがあることを指摘いたしました。そのとおり暑いうちから第2波の流行が始まり、ついに国内でも死者が出る事態となりました。7日現在で国内での死者は疑い例も含め11名となっております。

厚生労働省の予測によりますと、今後流行のピークは来月10月上旬になるとのことでありまして、感染者はまだまだ増え続けるとされております。さらに国民の20%が罹患した場合、最高で1日に約76万人が発症し、4万6,400人が入院する状態になるとのことでございます。

また、最悪のケースとしては国民の30%が罹患し、2.5%が入院、0.5%が重症化するというシナリオも用意されており、その場合、最大で1日114万人が発症し、ピーク時の入院者数は6万9,800人になるという予想であります。

今後、強毒性へと変異するというおそれもあり、対応は急務でございますが、3月議会での答弁では、3月19日に庁内の関係各課の課長補佐程度を集め、第1回目の会議を開催し、行動計画作成そのものは平成22年3月をめどに庁内の新型インフルエンザ対策協議会が設置し、その後、行動計画やマニュアルについて取り組み、1年以内に行動計画を策定するというもので、随分と悠長に感じられたものであります。

当時は新型インフルエンザ発生前ということもあり、現在とは意識の違いもあったのでしょうが、防府市では職員にも感染者が出たということで、その後の意識も変わったと存じます。その後、行動計画の策定スケジュールについて、前倒し等検討されましたでしょうか、お答えをお願いいたします。

以上、災害関連と新型インフルエンザ対策の大きく2点についてお尋ねをいたします。執行部におかれましては明快な御回答をお願いいたします。以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えする前に、伊藤議員をはじめ、今回の防府市を襲った災害の復旧にお力をお貸しいただいたすべてのボランティアの皆様方に、この場をお借りして心から感謝申し上げる次第でございます。

それでは、1点目の御質問のボランティアセンターの設置及び稼働までの流れについての御質問にお答えいたします。

災害のあった翌日の7月22日には、早速、防府市社会福祉協議会と地域の防災活動の活性化を目的として設立されております防府防災ネットワーク推進会議の両者が国、県、地域からの情報収集に努めまして、ボランティアセンターの設置について協議を行われたところでございます。

翌7月23日には、全国社会福祉協議会、山口県社会福祉協議会の御協力も得て、防府市佐波川流域災害ボランティアセンターを立ち上げ、一時的な復旧作業から災害救援ボラ

ンティアの復旧作業にスムーズに移行できるよう準備を進められたところでございます。

そして、7月24日から災害ボランティアの受け付けを開始されましたが、26日までの3日間は天候が悪く、現地での2次災害が懸念されたため、ボランティアセンターとしての派遣を見合わされておられたところでございますが、その間も多くの有志ボランティアの方々が尊い汗を流してくださったことは議員お話のとおりでございます。

ボランティアセンターとしては、その3日間は被災者情報の収集やボランティアニーズの調査などに努めておられたものでございますが、天候の回復した7月27日からは被災地での本格的な救援活動を開始されたところでございます。

次に、議員さんから御提案のありましたボランティアネットワークの構築などにつきましては、大規模災害を想定してボランティア活動を支援する体制をつくることを目的に、社会福祉協議会を中心に、市の関係各課や関係団体で協議を重ねてまいりました。その結果として、平成19年3月に防府市災害救援ボランティア活動マニュアルを作成、災害発生後の救援活動の流れ及びボランティアセンター運営についての指針を決定されました。今回の災害においてもこのマニュアルに従って、市社会福祉協議会が中心となったボランティアセンターを立ち上げられたところでございます。

今回の災害では、ボランティアの役割に対する期待の大きさや、ボランティアが効率よく活動するためには、地域をよく知るコーディネーターが必要であることなどがわかりました。今後はこれらの経験をもとに、関係者の方々の御意見をいただきながら、団体間の連携を図り、さらに充実させていきたいと考えておりますし、マニュアルの検証についても進めてまいりたいと存じます。

次に、市内における自主防災組織の組織率についての御質問でございますが、自主防災組織は自治会単位で組織されるもので、組織率とは、自主防災組織が組織された自治会にある世帯数の合計を市内全世帯の数で除した比率でございます。現在、本市における組織率は48.37%となっております。この比率は県下でも低い水準でございますが、これは自主防災組織の認定に当たり、市独自の基準を設定していること、また、世帯の多い市街地の自治会での自主防災組織が現在、なかなか立ち上がらないことが要因ではないかと考えております。

次に、小野地域の土砂災害の危険性についての御質問でございますが、私は毎年のようにやってくる台風、それに伴う高潮、大雨による1級河川佐波川のはん濫や市内中小河川のはん濫による災害などに対し、どのように対処するか。いかに市民の安全を守るか、常々考えているところでございます。したがって、過去に被害のあった土石流やがけ崩れなどの災害も注意すべき災害として警戒していたところでございます。

ただ、同時多発的に発生した土石流につきましては、その規模、その数についても過去に経験をしたことのないものであったことから、想定外という言葉を使ったものでございます。

なお、奈美地区を含め、昨年の3月に土砂災害防止法に基づく土石流、がけ崩れ、地すべりの危険区域が587カ所も指定されておりますので、ことしの6月議会で藤本議員の御質問にお答えしておりますが、今後、土砂災害防止法に基づき、該当する地域の各世帯の皆様への周知や、土砂災害ハザードマップなどの作成、配布をしていきたいと考えております。

次に、初動についての御質問でございますが、当日のあの集中豪雨の中で、防府市のどの地域で、いつ、どのような災害が発生するか、予測は困難でございます。したがって、先ほども大田議員の御質問でもお答えいたしておりますが、市民からの通報や職員の現地確認などによりまして、危険と思われる区域を特定し、さらに避難場所を確保し、2次災害に遭わないよう安全に避難ができる形で避難勧告を出すことが大切であると考えております。当日も職員を現場に向かわせて状況を確認し、その報告をもとに、安全に避難できることを確認した上で避難勧告をしたところでございます。

また、安全に避難経路の確保ができなくて、かつ人命が危険にさらされている地域には、迅速にこれが対応に努めるとともに、人命救助のため防災ヘリコプターの出動を要請し、さらに自衛隊への災害派遣をお願いしたところでございます。

また、小野地区においては、このたびの土石流災害により小野公民館が被災したことから、不適切であるとの判断のもとに、急遽、避難所を小野小学校に変更開設するなど対処しており、災害に対し決して初動がおくれたものではないと考えております。

次に、災害発生時の情報収集、分析の方法に問題はないかということでございますが、先ほどの大田議員の御質問でもお答えいたしましたように、当日は早朝より市民の方々から土のうのお求めや水路の増水など、職員に現場確認をしてほしいといった通報が多く寄せられておりましたことから、午前8時30分に災害対策本部を立ち上げ、入ってくる通報に対し、職員を派遣するなど災害に備えたところでございます。

こうした中、勝坂地区において土石流が発生したとの情報が入り、急遽、職員を現地に向かわせた直後、救助に向かっていた消防職員が2次災害に遭遇し、13名が行方不明となったという報告が入りましたので、現地対策本部を設置して、現場での情報収集を行ったところでございます。

災害対策本部は現場の状況を確認した職員からの報告により、必要な避難への条件が整ったことを確認した上で、右田市上、神里、勝坂地区に避難勧告を出したものでございま

す。したがいまして、情報収集、分析、避難勧告などの発表については的確に対処したと
考えております。

次に、避難所での市職員の対応についての御指摘、御質問でございましたが、災害発生
当初は、市の職員にとっても初めてのことで混乱しており、不慣れな面もございましたが、
職員に対し、万全を期して被災者の身になって対応するようしっかりと指導したところで
ございます。その後、市の職員も懸命の努力をいたしまして、評価される対応であったか
と思っております。多くの職員が復旧、支援の業務に発生から今日まで携
わっておりまして、このことは職員の防災に対する意識を大きく変え、大変貴重な経験に
なったと考えております。

これらを踏まえまして、防災について、専門研修などにより、一層職員の資質の向上を
図っていくことが必要であると考えております。

最後に、このたびの災害での、農地など、市内農業全体への被害状況についての御質問
にお答えいたします。

まず、農作物への被害でございますが、水稻や野菜、花き等合計いたしまして、約1億
1,000万円となっております。次に農地につきましては、土砂の流入、あぜの崩壊等、
面積で約28ヘクタール、金額にいたしまして約5億400万円の被害となっております。
さらに、ため池、用水路等の農業用施設につきましては、182カ所で約14億7,
000万円の被害となっております。また、野菜、果実等の園芸施設につきましては、設
備、機械を合わせまして、およそ3,700万円と見込んでおります。

以上、合計いたしまして、農業関係全体で約21億2,000万円の被害が生じており
ます。

続きまして、復旧に対する支援でございますが、まず、農作物への被害につきましては、
農家の方が加入されている農業共済により、被害の程度に応じ補償があるものと考えてお
ります。

次に、農地や農業用施設の復旧でございますが、これにつきましては去る8月25日閣
議決定、8月25日に国から激甚災害の指定を受けておりまして、国の災害復旧事業の対
象となるものにつきましては、災害査定に向けた準備を進めているところでございます。

なお、ため池、用水路等の農業用施設につきましては、災害復旧事業として市で対応い
たしますが、農地復旧についての農家の御負担は、約1割あるいはそれ以下になるものと
考えております。

その他の支援策といたしましては、今回、補正予算をお願いしておりますとおり、野菜、
果樹、花き等園芸産地の復旧についての補助を行うとともに、防府とくぢ農業協同組合が

実施される被災農家への農業災害緊急対策資金について、半額の利子補給を行う予定でありまして、農業用機械などへの被害についても、この中で支援できるものと考えております。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ありがとうございます。

まず、ボランティアセンターネットワーク等に関して再質問させていただきますけれども、その後、さまざま協議をしてこられたということでありましたが、今回、災害発生直後から土砂の量というものが膨大であったものですから、とても人の力ではこれは先が見えないという箇所が多くございました。

ということで、偶然我々の仲間の中で、重機を持っておる会社というものを経営しておる者が結構おりましたので、市外、それから県外からもかなり重機を持って駆けつけていただき、土砂の除去等に協力をいただきました。ボランティアネットワークというのはこういった災害が起きた場合、市内ではやはり重機が出払うということも非常に考えられるわけで、そういった場合、市外からもそういった応援をいただかなくてはなかなか復旧作業がはかどらないということが多いかと存じます。

こういったときに、その重機等を提供していただけるような、もちろん状況によるわけですが、それをお願いできるようなネットワークをつくっておくということも含めて要望しておきたいのですが、このことについてはいかがでございましょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も議員と同じように個人的に市外の重機をお持ちの方をお願いをし、現実には、連日対応していただいたこともあるわけですが、そのような、その場しのぎのことではなくて、従前から、そのような災害に気を配っておくということもこれは大変大切なことではないかということで、先般8月28日に行われました市長会におきまして、まさかの災害におけるさまざまな事柄について、副市長会議の中で、いろいろなことを協議して、それを俎上に上げて、検討していこうではないか。このようなことも私から御提案をいたしているようなわけでございます。

そうした中で、今御指摘のありました市外からの応援をいただけるようなボランティアのネットワークの構築ということなども議論もされ、検討もされていくものと思っておりますし、極めて大切なことではなかろうかと、このように考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ぜひお願いいたします。

それから、ボランティアセンター、今回、設置されたボランティアセンターであります
が、当初昼間、車等が通行できない銀座商店街の中に設置をされておりました。せっかく
来られた方が随分不便な思いをされるとか、また混乱が起こったときには容易に、ちょっ
と考えればわかることなんです、そういった想定 普段からどこに設置しようとか、
ここであればこういったことがあるねとか、そういったことというのは想定をされておら
れなかったのでしょうか、お答えください。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。確かに7月23日の立ち上げの
ときには天神のアーケード街につくっておりました。その場所は一応、受付と、マッチング
と申しまして、どこに行ってくださいということをやるところでありまして、いわゆる中
枢、本部機能は社会福祉協議会のところにございました。

あそこは100人程度しか入れませんということがわかりまして、8月1日に社協のほ
うのテント村をつくりまして、そちらのほうで始められたというのが実情でございます。
確かに初めてのことでございますので、いたし方がなかったのかなというふうに思ってい
ますが、これを経験に次からは今回のような格好で立ち上げられるとっております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） いたし方ないということはないと思うんですよね。真面目に
想像力を働かして普段から想定しておれば、こういったことももうちょっとスムーズに進
んだかなあというふうに感じております。

災害時のボランティアというのは、市外、県外からも駆けつけられますし、もちろん市
内の皆様も随分と被災地で作業を行われております。これはまあ、いうなれば究極の市民
参画であり、究極の市民との協働であろうかと。特に民地等、行政がなかなか復旧に手
を出せないような場所については、本当に大きな力をボランティアの皆様には発揮して
いただいております。これは本当に究極の市民参画でありますし、市と市民とが役割分担を
して目的をなし遂げるといふ、究極の協働であろうかと思えます。

普段から市民参画、協働の推進ということを一生懸命言っておられますので、こうい
ったボランティアの支援体制とか、ボランティアを迎え入れるための体制、こういったも
の普段からしっかりと準備をしておいていただきたいということを申し添えておきます。

それから、3点目に関するものでありますが、自主防災組織率、以前、私、一般質問で
質問をしたときに、これは18年3月でありましたが、4月には 当時の、一般質問の
来月ですね、翌月には25%になる見込みというような答弁があったと存じます。それが

ら、延びておるんですが、先ほどの答弁によりますと、まだ50%いかないという、48.37%ということでありましたので、どのような取り組みをされてきたのか。自主防災組織というのは、とらえ方がいろいろ難しい部分もあるんですが、今回、本当に私も、ただ連絡網なんかつくっていてもしょうがないだろうと、実際に、例えば避難するとか、その後助け合うとか、こういったことに機能するものでなきゃ意味がないなど、ただ数字だけ挙げて意味はないなというふうに今までは考えておりましたが、実際にこのたびの災害を経験しますと、やはりただ連絡網を、携帯電話とか、つながる連絡網をつくっておくだけでもかなりの意味があるというふうに感じました。ぜひこれについて取り組んでいただきたいと存じますが、現在の御所見をお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 議員御指摘のように、今回のような災害におきましては、いわゆる共助といいますか、お互いに助け合うという面からすれば、この自主防災組織というのは地域においては非常に効果があるというふうに考えております。

したがって、先ほど答弁いたしましたように、本市におきましては、まだ48%強でございますので、これはそれらの組織率の向上につきましては、今後今回の災害を教訓といたしまして、市民の皆様の意識も少しは変わってきたかなという感じもいたしておりますので、この時期をとらえまして、さらに地域に出向きまして、こういった形の組織の構築をお願いをいたしたいというふうに思っております。

なお、御提案のありましたその連絡網等につきましても、各地域でいろいろな様式といいますか方法もあろうかと思えますから、それは各自治会、あるいはその各組織の中でこういったものが一番適切であるかということも踏まえて、私どもがアドバイスできることがあるんならそういった方法もございますよということも含めて、いろいろ御協議、あるいは相談に乗っていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、こういった組織はできるだけ早く組織率が上がるように私どもも最大限地域に出向きましてお願いをしてまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも御協力をお願いを申し上げます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

4点目の「土砂災害を想定してなかった」というような市長の発言に関してであります。先日の臨時議会での質問の際は、想定外、想定外と言ったら、どのような規模を想定していたのかと。どんな規模だったら想定しよかったのかという土井議員の質問に、「いや、そもそも土石流は想定していなかったんだ」と市長が答えたので、ちょっと今の答弁

と食い違うように感じますが、あさってですか、当人も御質問されますんで、もしかすると出るかもしれませんが、これはこれで置いておきます。

それから5番目、初動のおくれでございますが、何やかんや言いながら、「避難勧告はおくれたと思ってない」というお答えでありました。ほとんどの市民がおくれたとおっしゃる中で市だけがおくれでないよと。また多くのマスコミも初動がおくれたと言う中で、防府市だけが「いや、おくれでない」と言っておるといことなんですが、これはインターネットの西日本新聞のホームページの記事であります、7月22日の記事であります。「避難勧告、連絡の5時間後 防府市長「対応の遅れ」陳謝」と。松浦正人市長は同日記者会見し、「対応のおくれによって犠牲者を出してしまった。申し訳ない」と陳謝したと。原田知昭総務課長も取材に対し、「国道の被害に意識が向いていた」と釈明をしたと。21日は午前8時前から市民からの被害通報が相次ぎ、市内を通る国道262号沿いでも大規模な土石流が発生し、住宅や車が土砂に埋まった。こうした対応に市職員はかかりきりになった上、ライフケア高砂への道路が寸断され、施設に職員がたどりつけなかったということでありまして、市長自身、この時点では対応におくれがあったということをお認め取材に対して答えておられるんですが、後、よう考えたらやっぱりおくれでないということであるんでしょうから、しょうがないですね、それは。

それから、避難勧告がおくれた、おくれんという話であります、これもインターネットのニュースでありますけども、これは「避難勧告遅れ一因か」ということを伝えるニュースであります、松浦市長によると、視察先で自宅にいた住民になぜ避難しないということをお聞いて、避難しないことに市長自身が驚く場面もあったと。「なぜ避難しない」と言われたということは、やっぱり避難すべきだと思ったから言われたんであろうと。避難すべきだと思えば避難勧告を出せばいいという話なんです、今となってはおくれは認めんということでありまして、これ以上言うても仕方ないかなとは思っております。

とにかく、何が悪かったのかということをしつかり見つけ出して、認めるところは認めて、改めるところは改めなければ、また同じことが起こるとい不安が消えないわけでありまして、このたびの防府市の土砂災害の発生を受けて、他市であります、横須賀市では、要援護者関連施設にファックスやメールで緊急情報を配信するなどの事業を始めた。これはこの防府市の災害を受けて、高砂のニュースを受けてであります。こういった他市で、自分のことでなくてもこういったことから、現在の状況の不備をきちんと判断し、改めていこうという、他市もおられるんですが、実際に被災に遭った防府市がこのような対応では情けないなというふうにお感じしておるわけでありまして。「真摯に受けとめる」という

発言がありますから、防府市の問題点について指摘すると言いわけに終始すると。いまだ何を真摯に受けとめて、何を反省したのかがよくわからない状態でありまして、例えば、1,000件電話がかかった、大変だったから先ほど確認できなかった、県からの警報が確認できなかったということではありますが、そのことをやる人を1人置いておけばいい話でありますし、少し考えれば、市民から1,000件も通報があれば、これは異常な事態が起こっているんだなど、大きな災害が起こるかもしれないなど想像力を働かせるのが普通なのかなというふうに感じております。この点についてももしっかり反省し、また改めていただきたいというふうに要望しておきます。

それから避難勧告について、おくれてなかったということで、要は避難勧告を出すときは避難場所を確保して、安全なルートを確認して、先ほど大田議員の答弁では食事も確保して、また移動の車も準備してというふうマニュアルがあるからそういうことをやっている、しっかりやったのでおくれたんではないというような答弁だったと存じます。24日の日、小野地区の一部に避難指示が出て、また小野地区全域に避難勧告が出ました。このときこのルートを通ったら安全と判断して避難勧告が出されたのか、そして小野地区の住民全員がこの避難勧告に従い、唯一の避難場所であった小学校に行くと小学校はパンクする。実際、全員の方が来られなかったわけですが、小学校はほぼパンク状態でありました。どこに避難しろというつもりでこのときには避難勧告を出されたのか。それから、避難場所になっている小野小学校自体が避難勧告を発令されている場所にあるわけですが、避難場所というのはここでよかったのか、何をもってこのときには避難勧告、避難指示というものを出されたのか、お答えください。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 一連、御発言でございましたが、あの状況の中で21日の日に、21日の災害の当日、いろいろな方からいろいろなお尋ねを受けたときに、いろんな発言を私はいたしておりますが、ずっと最初から最後までお話を聞いていただいた方には御理解をいただいたものと、報道関係の方には、思っているわけでありまして、中には断片的につかまえて、そのような報道をされているところもあるかとも思いますので、お含みをいただきたいと思います。

それから次に、24日の件でございますが、避難勧告をそのような状態を出して、それでキャパとして間に合ったのか間に合わないのかと、これはもうおっしゃられればそれまでのこととあります。いろいろな事柄について、そういうふう突っ込んでこられれば、なるほどなと思うことも多々出てくるわけでありまして、そのような事柄を今後の参考に十分しながら対処してまいりたいということを申し上げておるわけでございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 避難勧告がおくれたと指摘されれば、避難場所を確保して、ルートを確認して、食事を準備して、車を準備せんにゃ出せんのだと言いながらも、避難場所が確保できてないのに、24日には避難指示とか勧告を出すと。これはそれまでのことだと。行き当たりばったりの答弁で、今後、どうやってこれ、防災に取り組んでいくのが不安でないわけでありませう。こういった声は、私個人が言ってるのではなくて、被災者または被災地に住んでおられる住民の不安な声なわけですよ。こういったことは本当に「真摯に受けとめる」という言葉だけではなくて、本気で、まともに受けとめて、まともに返答していただきたいというふうをお願いをしておきます。

それから、今の、その発生後、市職員の対応の悪さ、このことについては、指導したらよくなったというような、初めてのことなんであたふたしとったけども、指導したらよくなりましたよと、評価されてますよという話でありましたが、少なくとも小野の避難所においては、いろんな市の職員がだらしなくしてやる点をボランティアの方が直していきました。ごみが出たらここに片付けましょう、ダンボールはたたんでこうしましょう、食べ物の残渣はにおいがするからここに入れましょう、こういったことを一々ボランティアの皆様が決めて、市の職員に指示をしてということによってよくなっていったというのが現状でありますので、どうも認識が足りないようですので、これは教えておいてあげましょう。

それから、これも含めて余りにも市長はちょっと市民の声を知らな過ぎるなというふうに感じております。当日、あの災害が発生しようかという中、一生懸命出かけて行かれた移動市長室であります、その後、小野地区、右田地区なんかも予定が入っておったわけですね。現在までにまだ、延期されて、これは被災直後、これは仕方ないことではあります、1週間、10日ぐらいたちますと、市民の方からぜひ話を聞いてほしいと。中には市長にきちんと現場を見て話を聞いてほしいという声がたくさん上がりました。にもかかわらず、この移動市長室を小野地区、右田地区等では開催していなかったと。今まで開催していないということはどういう意味なのか。余りにもこの移動市長室がこれまで、平時のときには形骸化していると。昼間にやって、自治会長さんなんかを中心に、五、六人とか、多くても10人とか集まって、意味があるんかという声も出ていたわけですね。本来ならこういうときこそ現地へ出かけて行って被災者の声、住民の声をお聞きすると。それだけでも安心されることもあるんだらうと存じます。なぜこれまでそれをやっていないのか、お答えください。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） なぜやっていないのかということですが、災害の対策、あるいは

は復旧の対策等々に忙殺をされておりまして。ただ、自治会長の方々との懇談会、あるいは自治会連合会長、社会福祉協議会会長の方々との懇談会等々は、私が発意をいたしまして、小野の公民館でも私が出向いた記憶がございますが、いろいろな情報の収集には努めているところがございます。この車座トークにつきましては、やはり被災を受けられた地域の大混乱のまだなかなか落ち着かない状況の中で、普通はできないのではないかとということで大道地区の車座トークもたしか予定を変更したというか、中止の状態になっておりますが、災害対策本部が復旧本部へ移行してまいりまして、平時の服装で諸事を対応できる状況下になってまいりましたので、追い追いスケジュールを見ながらやってまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） こういったものはスピーディーな対応が必要なんですね。できるだけ早く現地に行って、現場の方の、困っておられる方の話を聞いてあげると、それが大事だと私は感じております。追い追いとか、みんなが大分落ち着いたころになってというか、それは気持ちも落ち着いたら余りがみが見言う人もおらんようになるから楽かもしれませんが、できるだけこういったものは早くやるべきだということを言っておきます。

それからいろいろあるんですが、時間もございませんので、避難勧告のおくれとかその後の対応の悪さ、今、市がおくれてないと言い張っておりますが、原因の一つに、やはり市長はじめ市の職員、この危機感の薄さ、もしかすると危機感の欠如、これに大きな原因があるのではないかとこのうに私は感じております。これが市民の感情を逆なでしている原因とも言えます。

市長は催しなどで、私は災害以来ずっと、防災服だか作業着だかを着ているということもあいさつの中でおっしゃったりしたらしいんですが、これを聞いた市民の方々が何と言ったか。また、テレビ等で市長の姿を見ておられる市民の方が何と言っているか。なぜいつも半そでなのかと、ただのポーズ、パフォーマンスとしか思えないという声を多くお聞きしております。確かにこの前、9月1日ですか、防災の日ですね、閣僚全員参加の防災訓練が行われた様子、テレビ等で放映されましたけれども、半そでの防災服を着ている方はだれ一人おられません。これは災害または防災の常識とも言えるわけで、市民への安心を与えるにはパフォーマンスというのは必要なんです。ただこれを中途半端な、生半可な気持ちでやっていると、市民に逆に不安も与えるし、怒りも買うことになるということで、まず市長が率先して意識を変えていただきたいということをお願いして、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は新型インフルエンザ対策について。健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 新型インフルエンザ対策についてお答えいたします。

行動計画の策定スケジュールの前倒しでございますけれども、5月に行動計画を策定するために専門部会を設置いたしました。そして6月に第1回部会を開催し、新型インフルエンザ対策における市の役割等を協議したところでございます。

しかしながら、行動計画策定につきましては、基準とすべき国・県の行動計画が強毒型を前提としており、内容と現状が合致していないため、それらが改定され次第策定することとし、必要な対策はマニュアルに基づき行うことを確認いたしました。

次にマニュアルでございますが、7月から8月にかけて作成を予定しておりましたが、豪雨災害の発生により作成できませんでした。しかし、実際にはマニュアルがなくとも課ごとの個別協議を繰り返して行い、さまざまな新型インフルエンザ対策を実施しておりますので、早急にそれらを取りまとめ、部会で検討し、9月末までにマニュアルとして作成いたします。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 1点だけお聞きしておきます。庁内で、感染者が増えた場合、これは以前の一般質問で取り上げたときもお聞きしたことでありますが、この人員配置について、感染者、今、20%もしくは30%という数字が出てきて、このような最悪の事態になったとき、市役所ではどの業務を優先し、どの業務を休止する、こういった仕分けはできましたでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今回、御指摘のように、職員のほうから1名ほど、先週、インフルエンザが発生したわけでございますが、幸いにも2日後、今週の月曜日からは出勤をいたしてありまして、他に感染があったということも聞いておりません。そうしたことも現実問題として起こってまいりましたので、御指摘のように、その業務の内容につきまして、各課の庶務担当の者を集めて業務の洗い出しをして、そういった細部にわたっての、今、協議を進めているところでございます。まだまだ表に出せるような協議内容ではございませんが、実際にはこういったことも、先ほど言いましたように目の当たりにしましたので、早速そういったものも詰めていく必要があるということは認識をいたしてありますので、また今後、でき次第、お示しをできるというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 市もインフルエンザ、新型インフルエンザの予防等について、

広報、ホームページ等で情報発信を行っておられますし、また学校機関でも予防対策についてのプリント等も配布されておられるようであります。ただ、先ほどの災害についてと同じことなんですが、本当に市長以下、危機感をもって臨んでいただいているのか、これは災害同様、まだまだ危機感というものが薄いのではないかなというふうに心配になるわけであります。

こういうことから何が言いたいかというと、危機感がやっぱり希薄なんじゃないかと、また欠如しているんじゃないかということでありまして、市長はじめ職員全員が意識を変えていただきたいと。平成18年、一般質問の最後に、私は中国の古い言葉を紹介いたしました。「百年兵を養うは、一日これを用いんがため」という言葉であります。また山本五十六大將は「百年兵を養うは、ただ平和のため」ともおっしゃいました。災害にしても伝染病にしても、来てはならない一日のために平時から備えておかねばならないものであります。そのためには、おざなりの備えではなく、危機感を持ち、また想像力を最大限に働かせることが不可欠であります。復旧・復興、また、被災者の生活再建支援についても同じことが言えます。18年の一般質問では百年に一度起こるか起こらないかという災害のために予算をかけて防災体制を整備することは大変なことだが、来てはならない一日が来たとき、初めてありがたみがわかるということを述べて質問を終わりました。今思えば、この言葉をもう少し真摯に受けとめていただければ、このたびの災害の被害はもう少し少なくて済んだのかなというふうに残念でなりません。その後の対応も、もしかするともっと市民の要望に即したものになったかもしれません。

市長は一時、マイブームのように、防府というのは防ぐ府であるとおっしゃっておられました。今になると少しむなしく聞こえてなりませんけども、もう一度この言葉を御自分に言い聞かせていただいて、防府をさまざまな災いから守れる体制を気づくための努力、

意識改革をお願い申し上げ、質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で20番、伊藤議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。午前中に引き続き一般質問を続行いたします。次は3番、山田議員。

〔3番 山田 耕治君 登壇〕

3番（山田 耕治君） こんにちは。民主・連合の会の山田耕治でございます。私の一般質問をする前に、7月21日の豪雨災害により、尊い命を奪われた方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げます。また被災されました多くの皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

今回被災されました多くの皆様、今回私の一般質問は、記録的豪雨に見舞われた防府市が今後、安全で安心して暮らせるまちを築いていくために、今回の教訓をどのように生かしていくのか、また市民の皆様との協働を今後、どのように強化していくのか、今回は同僚議員と類似質問、重複質問にもなるかと思いますが、通告をしていますので、よろしくお祈り申し上げます。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。ゲリラ豪雨をはじめとした風水害や土砂災害、大規模な地震等、自然災害はいつやってくるのか予測が付きません。今回、防府市も例外ではなかった自然災害の恐ろしさとするさまじさを目の当たりにして、被害の大きさと復旧の難しさ、こうした自然災害から自分や家族の身を守ることの難しさを皆さんも改めて感じさせられたことと思います。

静岡県では震度6弱の地震、駿河湾を震源とする最大震度6弱を観測した8月11日早朝の地震で、県災害対策本部の翌日午後のまとめで、死者1人、負傷者116人に上り、新たな被害報告がなおも続いていました。西日本に大きな災害をもたらした台風9号が東海沖を進んでいるときに地震が発生し、雨で地盤が緩んでいたところに強い揺れが加わり、静岡県牧之原市の東名高速道路では、路肩部分が40メートルにわたり崩落したとのことも記憶に新しいことです。

最近各地で毎年のように発生する災害、その災害が発生する度に悲惨な現場や被災された地域の皆さんの姿等、テレビや新聞で私たちの心を痛めますが、その中で、被災者の皆さんの手助けを一生懸命にやっているボランティアの皆さんの映像には私も心を打たれました。

そもそもボランティアは強制されたり、義務としてではなく、自分の意思で行うもので、金銭的な報酬を期待して行う活動ではありません。しかし、ボランティアを進める活動の中で、お互いに支え合い学び合う、お金では得られない出会いや発見、感動、喜びを得たと話す人もいます。また被災されている人たちが何が必要なのかを考えながら、次にどうつなげていかなければならないのかを真剣に考える絶好の実践活動でしょう。

1995年、平成7年の1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、延べ137万7,300人のボランティアが全国から駆けつけ、「ボランティア元年」という言葉を生み、同年7月には政府の防災基本計画が改定され、防災ボランティア活動の環境整備、またボランティアの受け入れに関する項目が設けられました。同年12月の閣議了解により、毎年1月17日を防災とボランティアの日、1月15日から1月21日を防災とボランティア週間とすることが決められました。さらに同年12月の災害対策基本法の改正により、「ボランティア」という言葉が我が国の法律に初めて記載されたとのことです。自分の意思のみずから被災地に集まり、災害ボランティアと呼ばれる有志が被災した住民のための活動を行っております。その活動は古くは1923年の関東大震災発生直後からあるものの、一般の方に知られるようになったきっかけは、やはり先ほど述べた平成7年の阪神・淡路大震災ではないでしょうか。全国各地で災害のニュースを耳にしますが、その被災地の経験者が次の被災地に対する恩返しを含めたノウハウ提供も行われるようになっていくと聞きます。

そのような一面を持つボランティアに対し、行政としてどのようなかわりができるのか、またどのようなかわりをすればよいのか。今回の防府市豪雨による災害に対し、防府市社会福祉協議会は、「防府市・佐波川流域災害ボランティアセンター」を設置し、一刻も早い現地復旧のため御尽力をされていました。センターには連日多くのボランティアの皆さんが来られており、そのボランティアの皆さんへ、被災された方からの声で「ボランティアの皆さんに勇気づけられました」「元気をもらいました」、中には「皆さんの暑い中での活動を見ていて、失われたものより得たものが多いという気持ちになりました」というメッセージもセンターへ届いています。

7月の21日に豪雨があり、「防府市・佐波川流域災害ボランティアセンター」の立ち上げが2日過ぎの23日、実際23日の活動はなかったため、本格的に被災地に入ったのは3日後の24日からです。開設後のボランティア参加人数は、8月11日時点で全体総数が3,336人、個人総数が1,896人、合計5,232人です。1日平均261人の人たちが復旧へ向けて頑張ってくださいました。また、早期復旧へ向け、ボランティアセンターへ登録されていない一般企業、有志の皆さんが自治会長さんと連携をとりながら

頑張っていたいただいたことも忘れてはいけない事実です。

そこで質問ですが、今回の防府市の豪雨による災害に対し、行政としてボランティアの立ち上げが早期にできなかったのか、災害が起きてから考えるという後手の行政から、災害を事前に考慮し、予防保全的な考えで今後取り組む姿勢があるのかをお尋ねいたします。例えば予防保全という面から、仮称ですが、防府市災害ボランティア活動支援センターを設置できないか。また今回の災害場所で、悲しいことですが、火事場泥棒的な話も耳にしました。自治会ではみずから当番で自衛策をとったとのことでした。班長さんを中心に、時間を決めて地区の入り口を見回るとのことでした。これからもし防府市へ自然災害がまた発生したら、万が一の災害時に必要なマンパワーの担い手としてボランティア活動をしてくれる防府住民の皆さんや団体等を防災ボランティアとして登録するなど、住民の皆さんを事前に守る施策の一つとして仮称防府市防災ボランティア活動支援センターを設置し、自営相談窓口も含め、市民の皆様の御要望にこたえることができないのか、執行部のお考えをお聞かせください。

次に、後を絶たない自転車でのルール違反や、事故に対しての市の取り組みをお尋ねいたします。

歩道と車道が分かれているところでは車道を走行するのが原則ですが、1978年の法改正以来、歩道に歩道通行可の標識のところは走行できる等、自転車はどこを走行してもよいと認識している市民の皆さんも少なくないのではないのでしょうか。またルールを認識して自転車に乗られる方がどれだけいるのか。そういう状況の中で、防府市防府地区安全運転管理者協議会発行の「あんかん防府6月」にも高齢者が被害に遭う自転車事故を挙げ、注意を促していました。いつも何気なく乗っている自転車の乗り方が実は歩行者に対して、また自動車を運転しているドライバーに対して、実は危ない乗り方であることに気づくことや、どういう点が危ないか考え、危険な乗り方は法律でも禁じていることを知ることがとても重要なことと考えます。

全国的に高齢化が進む中、お年寄りの自転車による事故も多発しています。平成21年7月末の概況の状態別調査で、前年度及び過去5年平均に比べ、自転車の死者数が増加しています。山口県の平成19年度の自転車事故を年齢別で検索しますと、50歳から64歳まで33件、65歳から74歳で52件、74歳以上が55件と、多いことがわかります。高齢者の自転車の乗り方、また交通上の決まりやマナー等安全教育の義務化も必要と考えますが、執行部のお考えをお聞かせください。

平成20年中の状態別死傷者数は、自転車に関係する事故が1,130人、死傷者数の約4割は自転車側にも責任があると言われてしています。自転車を安全に乗るための必要条件

を山口県警察も6項目を挙げていますが、その中の1項目目に、「交通のきまりやマナーを理解する」という項目がございます。内容は先ほども述べましたが、「自転車は軽車両に含まれ、道路を通行する場合には車両としての交通のきまりやマナーを守らなければなりません。交通上のきまりやマナーは単に知識として知るだけでなく、それに従った行動をとることができるようからだで覚え、その内容を十分に理解していなければなりません」と記載されています。防府市も道路わきに安全ルールに関するのぼり旗の設置や広報での呼びかけ等を行い、市民の皆さんの安全意識の向上に努めていますが、残念なことに現状は自転車での一時不停止、安全不確認、信号無視等によるルール違反が原因での事故も多いと聞きます。今挙げたルールという面から言いますと、夜間の無灯火運転、二人乗り、一時停止無視、並進、手放し運転もまだまだ見られるのが現状でしょう。また最近よく目にするのが雨の日の傘差し運転や携帯での通話をしながら、またメールをしながらの運転です。

ことしの7月1日に山口県道路交通規則が一部改正され、自転車では山口県道路交通規則第11条第10号自転車の乗車中の携帯電話の使用禁止、これは5万円以下の罰金が科せられ、山口県道路交通規則第9条第3項では、幼児2人同乗用自転車運転の使用に関する規定も新設がされました。また、違反行為には罰則が設けられているものもありますが、自転車の運転に免許は必要ないために、交通法規を知らないまま事故を起こすことも少なくないでしょう。これらの事故を未然に防ぐために、自転車の利用者に対する交通ルールの徹底が急務だと考えます。また、そう考えたときに防府市の中にもたくさんの外国人の方も住まわれております。その外国人の人たちに対して、交通ルールに関しての知識の普及をされているのか、外国人向けの教材や外国人を雇用する使用者等への講習会への呼びかけや指導等があるのか、自治体としての取り組みをお聞かせください。例えば、外国人を含めた自転車運転マナーの向上を図るための行政の取り組みとして、また交通ルールを市民の皆さんにより把握していただく施策として、例えば防府市として仮称自転車安全利用促進条例の制定はできないか、執行部の御所見をお聞かせください。

また、全国の地方自治体の取り組みとして、自転車運転免許証制度も2002年、東京都の荒川区で制度化されています。区や警察、PTA、地区委員等が連携して実施しています。北九州市でもNPO法人による北九州市自転車運転免許証講習会が実施、自転車にかかわる交通事故の件数は年々増え続けており、警視庁のまとめでは10年前と比べて4倍以上、北九州市自転車運転免許講習会は安全な自転車の乗り方や歩行の仕方、交通ルール、自転車マナーについて学び、自転車事故を防ぎ、免許をとることで小学生のときから交通安全の関心を高め、社会ルールを守ろうとする意識を育てたりすることを目的と

しているとのことですので。

また、東京都の羽村市では、小学3年生を対象とした自転車交通安全教室修了者を対象として、自転車運転免許証を交付しているなど、このような取り組みで交通意識の向上を図るところも増えてきています。ただ、交通教育における課題は、小学生の教育機会に比べ、中高生の教育機会が少ないことも課題とされています。一概には言えませんが、中高生の無謀な運転が全国的に問題視されることも多く、事故を起こさない、事故に巻き込まれないための教育も重要だと考えます。自転車通学をされている生徒への交通安全教育の強化やヘルメットの着用の義務づけも検討しなければならない課題でしょう。

そこでお尋ねですが、あすを担う大切な子どもたちへの交通安全教育の取り組みをどのようにされているのか、またその取り組みが交通マナーや安全意識の向上につながっているのか、今後の行政としての取り組みも含め、お聞かせください。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。執行部におかれましては、誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは災害ボランティアについての御質問にお答えいたします。答弁に入ります前に、まずもって、炎天下の中、連日御参加いただきました山田議員をはじめ、多くのボランティアの皆様方に心から感謝申し上げたいと存じます。

まず1点目の、（仮称）防府市防災ボランティア活動支援センターの設置についての御質問でございますが、今回の豪雨災害への対応として、行政としてボランティアセンターを立ち上げることが考えられなかったのかとお尋ねにつきましては、災害に対するボランティア活動は、全国的にもほとんどが社会福祉協議会が中心となり、全国社会福祉協議会や各県の社協などの支援を受けて活動しており、また本市では、平常時より防府市社会福祉協議会において、各種ボランティア団体への登録などを行い、ボランティア活動の促進を図っていることでもありますので、このたびの災害においては、防府市社会福祉協議会を中心とした「防府市・佐波川流域災害ボランティアセンター」として、被災者支援に取り組んだところでございます。

今回の災害は、想像を絶する、過去に経験したことのない大規模なものでございましたし、ボランティア活動は組織的な活動が効果的と言われておりまして、そのための体制、特にコーディネーターの存在が大きいことでもありますので、行政としてのボランティアセンターの立ち上げではなく、経験豊かな全国の社会福祉協議会のネットワークの支援を受けて取り組むこととしたところでございまして、御理解を賜りたいと存じます。

また、防災ボランティアの登録などの行政窓口ができないかとのお尋ねでございますが、今さらながら、災害時には情報収集、情報伝達が迅速かつ十分に機能することが重要であると考えさせられましたし、今回の反省に立って、防災に対する新たな庁内組織を立ち上げてまいりますので、そういった機能につきましても、このたびのボランティアセンターの検証とともに、今後の研究課題にいたしたいと考えております。

次に、2点目の御質問の、今回の災害で行政が行ったボランティアへの支援につきましては、行政としての支援は限られたものがございますので、決して十分ではなかったかもしれませんが、時期的にも大変暑く厳しい環境でございましたので、その中でも水分補給には特に意を払い、飲料水や氷の配給などに努めたところでございます。

また、被災地での活動は危険が伴うことや重労働となることも考えられますので、安全面や健康面にも留意したところでございまして、ボランティア保険に全員加入させていただきましたし、適宜、消毒液や薬品などを準備するなどによりまして、ボランティアの皆様方の健康管理にも支援させていただいたところでございます。

今回のボランティアセンターの運営につきましては、人的支援として職員を派遣しましたほか、全体で1,500万円程度が必要と見込まれておりますボランティアセンターの運営経費について、その7割程度の1,100万円余りを市が支援させていただく考えでありまして、本9月議会において補正予算をお願いいたしているところでございます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。なぜ、社会福祉協議会が主体となってきたのが、全国的でも社会福祉協議会が主体となっているという御答弁だったんですが、なぜ行政ではないのか不思議でなりません。

再度質問をさせていただきます。今回、社会福祉協議会が主体となって行ってきた災害ボランティアですが、要は災害ボランティアの立ち上げも含めて、検討の段階から行政との協働のもとで行ってきたのか、それとも行政が外れた中での災害ボランティアセンターの立ち上げだったのか、教えていただけますか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

立ち上げについてでございますが、これは防府市社会福祉協議会と防府市防災ネットワーク推進協議会の両者がイニシアチブをとり、設置をされまして、全国社会福祉協議会や山口県社会福祉協議会等の支援を受けて立ち上げ、活動に従事されたものでございます。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番(山田 耕治君) では、行政が外れた中での立ち上げだったという理解でよろしいんですか。一緒にやったということですか。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 混雑しておりました中の立ち上げでございまして、まず協議会のほうから話がございまして、それじゃあお願いしますということになりました。

議長(行重 延昭君) 3番、山田議員。

3番(山田 耕治君) ありがとうございます。その中で途中から職員の皆さんも応援をしてみたいたいんですが、行政はいつから、要はボランティア活動を社会福祉協議会と連携を進めて、その中に入っていったのか、教えていただけますかね。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) まず立ち上げられたときから市の社会福祉課の職員が1人、向こうと連携をとりながら行ってまいりました。そして、県社協の方も応援に来ていただいておりますが、日にちはいつかよく覚えてないんですけど、お引きになるということで人数的に足りなくなりますので、市の職員を応援として社協のほうに出しております。

以上です。

議長(行重 延昭君) 3番、山田議員。

3番(山田 耕治君) 21日から1人。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 立ち上げた日からですから、24日からになると思います。

議長(行重 延昭君) 3番、山田議員。

3番(山田 耕治君) ありがとうございます。私は8月の5日から実際に行政が入って協働してやったのかなと思っておったんですが、連携をとってやっていただけたということなんで少し安心しました。

災害が起きたときに円滑な初動体制というのがとても重要なかぎになると私は思います。午前中の答弁で、市長も初動はおくれてないと言われてました。災害が起きてから動いたのでは、なかなか思うように行かない。この段取りというのがやっぱりすごく大事になってくると思います。日ごろからそういうことをしっかり認識した上で動いていただければというふうに思います。

一部の自治体、例えば福井県や三重県等行政や、地元の団体、NPO、社会福祉協議会のいわゆるCBO、地域に根差した機関と、平常時から連携して、災害時には協働して災

害ボランティアセンターを構築する動きが見られております。2007年、平成19年ですけど、京都府、京都市、それぞれに災害ボランティアセンターが官民共同運営方式で常設されております。また最近では、市町村域で、災害ボランティアセンター、あるいは団体が連携した災害ボランティアネットワークづくりが行われているという話も聞きます。京都府宇治市では2008年3月に、地域版の災害ボランティアセンターも常設されています。

今回、社会福祉協議会が主体となっていて行われてきたボランティアセンターですが、行政として報告、連絡、相談、いわゆる「ハウレンソウ」をどのように行ってきたのか、被災された皆さんの生の声を行政としてどういうふうにとめられたのか、お聞かせ願います。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 先ほど申し上げましたが、社会福祉協議会を中心に、取り組んでもらったところがございますけれども、運営に当たりましては、行政との情報の共有を念頭に置きまして、先ほど申し上げましたように行政とボランティアセンター、双方の連絡を担当する職員を1人派遣させまして、情報交換、報告等をいたしたところでございますが、課題が残る部分もあったかなというふうには思っています。

以上です。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） ちょっと具体的に内容部分を教えていただきたかったんですが、うまく「ハウレンソウ」ができてたのかなというのがちょっと疑問になるんですが、そのところは置いておきます。

7月21日に豪雨があって、社会福祉協議会が23日にボランティアセンターを設立されました。翌日から活動開始で約30日間の支援活動の御尽力をさせていただいていましたが、8月25日からは防府市災害復興支援センターへ移行して支援しております。要は県内外からボランティアを募集する形態は終わり、25日からは地域住民同士の助け合いの力で解決できるよう、センターが支援する体制で活動を進めるとのことでした。

その中で、地元での対応が困難な場合には市内のボランティアさんを中心に活動していく、また、引き続き支援を必要とされる方は、地区社協、自治会長さんや民生委員さん等に連絡してくださいとのことでしたが、その後、そのような支援を求める住民の方がおられたのかどうか、情報があれば教えてください。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 先週ちょっとお話を伺ったんですが、まだそこまでは

要求はないというふうに伺っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほど来から質疑応答を聞いておりまして、大分言葉足らずの点がございますので補足をさせていただきますが、社会福祉協議会と行政とは、常に連携をとり合いながら対応しておりますし、私どもとしましては、民生委員や自治会連合会の皆様方、特に被災を受けられた地区の自治会長の皆様方と連絡を密にしまして、このお宅にはどうしてもボランティアでの作業が求められているというような情報などは逐一ちょうだいをして、それをボランティアセンターのほうへ御提供申し上げ、対応に努めていただいたところでございます。その点は答弁が抜けておりましたので申し上げさせていただきます。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） ありがとうございます。市長の答弁で少し安心しました。私も被災現場、足を踏み込んだ者の一人として、また被災された住民の皆様の声を受けた者の一人として、皆さんの声を挙げますと、今、国からの補助や県・市からの補助金等、申請も含めて悩んでおると。今後の被害があるかもわからない、危険な所にはもう住みたくないし、かと言って家を建てかえられるほどの補助が出るわけじゃない、だから家を崩すかどうか、今、悩んでおる。崩すのであれば、せっかくボランティアの皆さんに入ってきてもらってもねと、そういう被災者の方もおられました。今後そのような方の対応を要は行政としてどのようにされるのか。そういう、今、声がないというふうにおっしゃいましたが、もしそういう声が上がってきたときに十分対応できるのか、お聞かせください。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） まず金銭的に可能な部分から申し上げますが、全壊はもちろんですが、大規模半壊、あるいはもしくは半壊でも、解体して建て直す場合は、被災者生活再建支援制度の対象となりまして、最高300万円までの、これは支給があります。これは金銭支援はそこまでということになっておりますが、ほかに、結果、わかりませんが、義援金というのが恐らく今から先、決まっていくのではないかなというふうに思います。ただ、それではとても建てかえには、いわゆる足りないというのはわかっております。けれども行政としてできる、制度としてできるのはここまででございます。あと土砂がたまってあって、どうすればいいかわからないということにつきまして、市がどうしましょう、こうしたらいいですよというのはなかなか申し上げられないというのが実情でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） 先ほど、社会福祉協議会と連携をとってやっておられると聞いたんで、そういう、今からまだボランティアの方が、もしそういうところに入っていただければ入っていただきたいなというふうに思ったんで質問したんですが、直接、社会福祉協議会のほうに、私のほうから聞いておきましょう。

ボランティアはあくまでも、壇上でも申しましたけど、強制されたり義務としてではなく自分の意思で行うものです。ボランティアに参加しないから悪いという問題じゃなくて、市民の皆さんの協働、助け合いという観点から質問させていただきますと、今回、23日からボランティアセンターを立ち上げて活動した30日間の期間で、ボランティアの延べ人数は総人数が7,095人です。約半分の方が市外の方と聞きましたので単純に約半分の3,548の方が市内の方の支援と仮定して、防府市の年代別人口統計で、要は20歳から59歳までの方が5万7,990人いらっしゃいます。要は20歳から59歳の方がボランティアとして参加できる方と、ここでは仮定しましょう。今回、現地調査での調査で、床下・床上浸水、全壊・半壊の家屋が8月14日の時点で1,141件です。その被害を受けたお宅に、要は20歳から59歳までの方が3人おられたと仮定しまして、ボランティアの参加人数から引き、計算して、約6.5%の方の参加となります。何の比較もできない数字なんですけど、この100人に7人の人の数字が少ないと見るのか、多いと見るのか、それは人はそれぞれですが、今の時点で合併をしないで単独でいこうとする防府市にとって、決して私は多い数字ではないと思うんですよ。ボランティアをやりたい、やりたいという市民の方を受け入れる窓口を防府市の中に設けることができないのか、今後、ボランティアの支援のあり方、また市民の皆さんへの呼びかけを行っていくのか、また行っていくのであれば、どのようなお考えがあるのか、執行部のお考えをお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほど壇上でちょっと申し上げましたが、庁内に、仮称でございますが、防災危機管理課なり防災危機対応課なり、そのような課を緊急に立ち上げますので、その中で議員御指摘のような、危機に際してのボランティアの登録、あるいは提携等と、NPO法人で、今回、大変活躍をしていただいた、救助犬を派遣していただいたNPO法人もあるわけでございますが、このNPO法人との間でも災害派遣協定がまだ締結されておりませんので、県内13市すべての市町村が提携協定を結んでいこうというようなこともこの間、申し合わせたところでございますし、事ほどさような形で防災危機管理

課 仮称でございますが、その課の中で、あり方について真剣に協議を進めていきたいと、このように考えております。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） ありがとうございます。協議もいいんですけど、私、これ、具体化することが本当大切と思うんですよね。検討や協議というところでは何も進みませんので、要は検討するならだれが検討するのか、納期をいつまでにやるんかというところも、これは皆さんプロですので、これ以上は突っ込みませんが、具体化した施策だからP D C Aが回ると認識します。

例えば1923年9月1日に関東大震災が起これ、この災害を忘れないために、また防災の教訓として生かすために、9月の1日が防災の日として全国でいろんなイベントが行われております。これは提案ですけど、防府市も市広報で防災の日の呼びかけをされていましたが、今回、7月21日の豪雨災害の日を定めて、今後7月21日から1週間を防府市の防災強化週間として、防災訓練や、市民の皆さんに呼びかけることはできないのか、防府市の地で起きた、この悪夢の災害を忘れないために、また防災の教訓をもっと切実なものにするためにできないか、執行部のお考えをお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 大変貴重な御提言、御意見でございます。私も小さいころに佐波川がはん濫したのが、たしか7月の20日か21日か、そのころだったような記憶があるわけでございますが、今回の7月21日から1週間なり10日なりをそういう期間に当てていくべく、早速、実施に向けて検討に入らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） ありがとうございます。今回の災害を忘れないためにも、また被害を少しでも軽減させるためにも、災害という大きなくくりで、ぜひ防府市防災強化週間を設定していただきたいというふうに思います。それを設定することにより、防府住民の皆さんが自治会等での自主防災組織の作成や、防災訓練等も含め、イベントに積極的に参加していただく、また、一元化した組織でわかりやすい行政サービスをすることで、市民の皆さんが日ごろから地域のまちづくりに積極的にかかわりやすくなる、市民の皆さんの防災意識の向上にもつながると私は考えます。

今まで一般質問や今回の質問で、同僚議員の方も類似質問をされています。我々議員は市民の皆様の代表として、負託されてこの場に立っております。我々議員が重複して質問をすることは、市民の皆様の声が多いということを理解され、誠意ある行動を早急にお願

いいいたします。今後、皆さんが安全で安心して暮らせる、人に優しい防府市をつくるために、ぜひ前向きに、防府市防災強化週間の指定や防府市防災ボランティア活動支援センター（仮称ですけど設置していただき、前向きに考えていただくことを要望して、この項は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、自転車の交通規制の周知徹底について。生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） それでは私から、自転車の交通規則の周知徹底についての御質問にお答えします。

初めに、山口県内の交通死亡事故の特徴としましては、高齢者被害の交通事故が多発しておりまして、防府市におきましても高齢者被害の交通事故と自転車利用中の死亡事故が多発しているという特徴がございます。

去る5月16日の大道の県道での自転車事故は記憶に新しく、事故後、防府警察署では、地元の高齢者を対象とした自転車の安全運転講習を実施されたところでございます。

まず、高齢者の自転車の乗り方、また、交通上の決まりやマナー等、安全教育についての御質問でございますが、交通ルールやマナーの周知につきましては、これまで各地域に出向き、高齢者を対象とした交通安全教室などを随時開催してまいりました。とりわけ昨年からは、秋の全国交通安全運動の中で「交通安全高齢者自転車大会」と称しまして、自転車運転の実技指導と筆記試験を行い、参加される高齢者の皆様が楽しみながら交通安全意識が高まるよう企画しております。

次に、外国人向けの教材や外国人を雇用する使用者等への講習会への呼びかけや指導等あるのかという御質問でございますが、山口県警では、外国人の方が安全な生活を送るために必要な交通ルールの基本や、事件、事故の被害に遭ったときに警察に通報する方法などを説明した、外国人のためのハンドブック「警察活動小冊子」を作成されています。また、防府警察署では、外国人を雇用されている事業所から要請があれば、この冊子を活用して、説明会や講習会を開催されているところでございます。

次に、自転車安全利用促進条例（仮称）の制定についての御質問でございますが、議員御案内のように、条例を制定し、自転車運転免許証制度を導入した自治体もございます。自転車は身近で便利な乗り物ですから、子どもから高齢者まで多くの市民の皆様が御利用になっていらっしゃる。また、最近は、環境面や健康増進といった観点から利用者が増える傾向にあります。しかしながら自転車安全利用のルール軽視やマナーの低下が指摘されており、交通指導や啓発が一層重要な課題であると認識しております。

そこで自転車安全利用のルールの確立とマナーの向上を目指す具体的施策といたしましては、自転車安全利用講習会の実施、地域や学校での講習会の支援、自転車利用環境の整

備などの面から、総合的に検討する必要がある、市民の皆様との協働を目指す取り組みが重要と考えております。したがって、条例の制定や市民参画のあり方につきまして、今後、先進地の状況を調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、あすを担う大切な子どもたちへの交通安全教育の取り組みをどのようにしているのかという御質問でございますが、小学校では中学年を対象に自転車の乗り方、発進や停止の仕方など、安全運転についての実技指導を行っております。また、中学校では、1年生を対象として、自転車の点検と安全運転についての指導を行っております。これはいずれも学校と防府警察署、防府市交通安全協会が連携して実施されているところでございます。

また、山口県教育委員会では、交通移動教室として、自転車の安全な乗り方の実技指導を毎年市内の小・中学校の中から数校で実施されており、本年度は3校で実施される予定になっております。

さらに、高校生を対象として、春と秋の全国交通安全運動期間中、市や防府市安全会議及び防府市自転車商組合が連携し、自転車安全利用キャンペーンを実施しております。このキャンペーンでは、自転車通学の高校生を対象に、自転車の点検・整備を実施し、運転マナーの向上のための啓発用チラシと安全グッズを配布してまいりました。

最後に、その取り組みが交通マナーや安全意識の向上につながっているのか、今後の行政としての取り組みはという御質問でございますが、大道小学校は、御存じのように、交通安全子供自転車大会山口県大会で3年連続優勝し、全国大会では山口県代表として、上位の成績を納められております。これは小学生への交通安全教育の成果の一つであると思っております。

このような、小学生への交通安全教育の取り組みが中学生、高校生の交通マナーや安全意識の向上へと、さらに効果が広がっていくことを期待しているところでございます。

今後も、防府警察署をはじめ関係団体と連携して、自転車運転マナー向上のための啓発に努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） 答弁ありがとうございました。警察庁が調べた平成20年度の自転車事故の発生状況で、自転車が要は第一、第二当事者となった交通事故は16万2,525件となっており、交通事故全体の21%を占めているとのこと。4年連続で前年度比よりマイナスになっておるんですが、平成10年の、10年前と比較しますと、13.6%、1万9,508件ですか、増加しております。また自転車乗用中の死者数は、平成20年は717人となっており、近年は減少傾向にありますけど、全交通事故死者に

占める割合は増加しているとのことでした。

亡くなった方を見ますと、65歳以上の方が約3分の2を占めておられます。法令違反の状況では、自転車が第一、第二当事者となった事故のうち、自転車側に法令違反があった割合は67.6%であり、死亡事故では76.4%と、さらに高くなっております。高齢者の違反が直接死亡事故につながるとは言いにくいのですが、少なくとも違反による死亡事故の割合が多いことは事実です。

ことし7月6日の朝のニュースで、傘差し運転の危険性の検証をされておりました。周りの環境条件として、路面が濡れた状態で、両手でハンドルを握り、運転した場合と、片手運転の場合で検証をされておりました。これ、ブレーキの能力検証では、運転中にブレーキをかけてから停止した距離で、両手でハンドルを握り、運転した場合は2メートル70センチで停止、片手運転の場合は5メートル10センチで停止、約2倍になっております。

次に路面が濡れた状態で障害物と横風状態での検証をやっておられました。これはかっぱを着て自転車を運転する場合と、片手で傘を差して運転する場合の自転車の操作性の検証でした。かっぱを着用して、両手でハンドルを握り、運転した場合は、二、三回足をつく。片手で今度は傘を差して運転した場合は、13回足をついて1回転倒という結果でした。検証しなくても皆さん想像はついたと思うんですけど、これを頭で理解することと実際体感するとでは大きな違いです。

先ほど高齢者が講習会をやらせるといふふうに言われましたが、実施もされておるといふことでしたけど、実際どのようなものなのか、またその講習がどのぐらい頻繁に行われておるのか、回数はどのぐらいなのか、わかれば教えてください。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 高齢者に対する講習会につきましては、市のほうでお世話しております安全会議がございますけれども、こちらのほうが担当して、その中に指導員がおりますので、こちらのほうが出かけてやっております。

それで、現実問題、自転車の乗り方等の指導等については、その講習会では恐らくやっていないというか、自転車を持ち込んでの指導というのはないんじゃないかと思えます。それにつきましては、いわゆる「炎のチャレンジ」といふふうな形で、高齢者用の、先ほども申し上げましたけれども、自動車学校を使いまして、そういった形で講習会をやっておりまして、これに参加していただいて、その場合には乗り方から、テストを皆、全部やって、それから筆記試験までやっておりますので。こういった形で60名ぐらい参加されていらっしゃるという形で、これは昨年からはじめたものですが年々1回、はじめたとい

うところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） ありがとうございます。できるだけ多く、例えば地区単位とか、そういう形で、幅広く高齢者の方にしっかり安全ルールを守っていただくというところを実施していただきたい、これは要望しておきます。

それと、時間の方が少なくなってきたんですけど、自転車は道路交通法では要は軽車両なんですよ。これは違反した場合は、罰則により懲役とか罰金とか過料とか、課せられるんですけど、そうは言っても自転車の場合はこの反則金制度がないというところも問題なんですよ。要はこの、例えば二人乗りは2万円以下の罰金または過料とか言って課せられるんですけど、これは裁判にかけられた結果、支払いを命じられる罰金で、警視庁のサイトによりますと、自転車の交通事故によって他人を、死亡された場合、損害賠償という形で5,000万円も支払いを命じられた例もあるということです。

そこで、自転車の保険の加入の啓発をどのようにされておられるのかということも含めて、またそういう事例を含めた学校での指導があるのか、お聞かせ願えますか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 今、議員御質問の自転車の事故に対応する損害賠償保険でございますけれども、これといたしましては、私のほうで把握しておるのは、一応TSマーク制度というのがあるかと思うんです。このTSマークというのは「トラフィックセーフティー」といって、これの頭文字をとってTとSと。いわゆる交通安全という意味でございますけれども、これがあるようでございます。これにつきましては、自転車安全整備店といえますか、ほとんどの小売店ですか、このあたりは皆、入っておられると思うんですけども、自転車安全整備店において、点検整備をされた自転車が法令に適合した安全な自転車であるという証としてのTSマークが交付されているということでございまして、これに傷害保険と賠償責任保険がついておるということでございます。

防府市におきましても自転車専門店ではこの新車販売時に防犯登録と同時に、ほぼ100%が加入されるようでございます。しかし、強制加入保険でございませんので、この保険が1年未満という掛け捨てでございますので、その加入率につきましては自転車の使用年数が徐々に過ぎるに従って低下している傾向にございます。加入件数としては平成20年度実績として約5,500件というふうに聞いております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番(山田 耕治君) ありがとうございます。時間のほうがなくなってしまいましたので最後の御要望だけ。国土交通省は、自転車を使って安全に通勤や買い物ができるようにまちづくりを進める自治体を支援する制度を来年度に新設し、モデルとなる自転車重点都市を募集で、約20自治体を選ぶ方針を固めております。指定を受ければ専用道路は駐車場の場所を示す自転車マップの作成や自転車マナー向上に向けたPR活動のソフト面の対応は、国が全額補助する考えです。またハード面でも自転車専用のレーンのカラー舗装等、支援が受けられる方向で進めておられます。防府市の住民の皆さんを守るためにも、住民の皆さんとマナーやルールを守るという意識の向上を図る施策を警察、関係団体、業者等を巻き込みながらしっかり考えていただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 以上で、3番、山田議員の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 次は、17番、今津議員。

(17番 今津 誠一君 登壇)

17番(今津 誠一君) さきの災害で亡くなられた方々、また被災された皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは通告に従いまして、市民との協働による「花いっぱい運動」について質問をいたします。

2011年、48年ぶりの山口国体の開催が決まりました。山口国体実行委員会は、「おいでませ!山口国体」と銘打って、競技会場や沿道、街並みなどを花で彩り、全国から来県される方々を温かいおもてなしの心で歓迎するため、県内各地域で「花いっぱい運動」を展開するとしております。このために「花いっぱいガイドブック」を作成し、本年21年から、山口国体推奨花のサルビアやマリーゴールドの種苗育成や花壇、プランターでの栽培管理など、実践活動を始めています。

特徴的なことは、この「花いっぱい運動」の展開をシステム化したところです。まず市町が「花いっぱい運動」の実施計画を作成します。これをもとに県立農業大学でセル苗を栽培し、県がこれを市町に一括供給します。それを市町の地域団体等、つまり自治会、子ども会、婦人会、老人クラブ、学校、企業等がプランターへの植えかえや管理を行います。また、小・中学校では、ポット苗を校庭で育てます。今、防府市では国体推進課がこれにかかわり、地域団体等へ積極的な参加を呼びかけていると聞いています。私はぜひこの「花いっぱい運動」を成功させ、まちじゅうが花であふれたすばらしさを市民に実感してもらえるよう努めてほしいと、強く切望いたします。

また、この運動を一過性で終わらせることなく、国体終了後も継続させることを想定し、今からその計画を準備してほしいと思います。いかがでしょうか。私は数年前から「まち全体が花と緑の植物園」構想を示し、行政の理解を求めています。今回の「花いっぱい運動」はこの構想を実現させる絶好のチャンスととらえていますので、御理解ある答弁をお願いします。

次に、防府市再生のための人づくり、教育政策についてお尋ねをいたします。

私は地方疲弊の原因を、人の不足、雇用の不足、権限・財源の不足、情報の不足と考えています。防府市再生のかぎはこれらのストックを充足することにあります。国の発展も人、企業の発展も人、市の発展も人、甲子園で優勝するチームをつくるのもすべて人であり、人づくりによって、将来、防府市の再生に貢献する人材を育てることは極めて重要な政策であると確認します。今回はこの人づくり政策について種々お尋ねします。

まず、市長のマニフェストについてお尋ねします。

市長はマニフェストに教育、環境、観光の3K政策を掲げておられたと記憶します。いずれもいい着眼と選択だと思います。ただ、教育に関して言うと、その政策の中身は毎年、小・中学校の体育館を1校ずつ建設するというのみだったと思います。間違っていれば訂正願いますが、これも教育政策の一つと言えなくはありませんが、我々や市民が市長に期待するものは、今、極めて混迷化している教育に対し、その改革のための具体的な政策を示してほしいということではないでしょうか。教育政策の中身を示し、それをもっと発信すべきだと思いますが、いかがでしょうか。市長の具体的教育政策をお尋ねします。

次に私は、将来、防府市の再生・発展に貢献する人材を育てるため、地域の子どもは地域全体が責任をもって育てるというコンセンサスとスローガンのもと、家庭、学校、地域、社会、教育委員会、行政が一体となった人づくりシステムを構築することを提案します。

私は今、子どもの教育を取り巻く環境の低下を憂慮しています。すなわち家庭の教育力の低下、幼稚園や学校の教育力の低下、地域社会の教育力の低下、教育委員会の無力化等々、社会全体の教育力が低下していることを痛感します。

例えば、家庭での対等な親子観によるしつけの不在、母性の崩壊による児童虐待、幼稚園での自由と放任を履き違えた自由保育によるしつけの不在。小・中学校の児童中心主義、ゆとり教育による規範意識と学力の低下、テレビゲーム等による脳内汚染、道徳教育の欠落による凶悪犯罪の多発、誤ったジェンダー・フリー教育による性道徳の乱れ、セクハラ教員による生徒の精神的被害、自虐史観教育による自信と誇りの喪失等々であります。

このような環境下で成長する子どもたちにとっては、まさに受難の時代と言えます。我々にはこのような環境から子どもを救い、守る責任があります。次代を担う子どもたち

をいつまでもこのような環境下に放置するわけにはまいりません。子どもたちの教育を担う家庭、学校、地域社会、教委、行政が「地域の子どもは地域全体が責任を持って育てる」というコンセンサスとスローガンのもと、互いに連携し、さまざまな問題を共有し、補助し合う、地域が一体となった人づくりシステムを構築することを提案します。取り組みへの意欲をお伺いします。

次に、学校教育に係る問題についてお尋ねします。なお、教育委員会の所管事務につきましては、都合により削除させていただきます。

まず、全国学力テストについてお尋ねします。

この実施の目的は、全国の学力の水準に照らし、それぞれの地域、それぞれの学校の学力がどの程度であるかを知ることにより、学力向上のための改善を図り、また、学力の地域格差を是正することにあると理解します。

先月28日、ことしのテストの結果が公表されましたが、山口県は小学校が3年連続で全国平均を下回り、中学校は3年連続で全国平均を上回ったことがわかりました。山口県教委は小学校の結果について、全国平均の差は過去3年で最も縮小したが、引き続き課題と受けとめ、学校へ市町教委の指導主事を派遣し、授業の改善を図るとしています。

さて、今、この結果の公表の仕方がとかく問題視されています。私もあえてこのことに触れてみたいと思います。結果の公表について、文科省は都道府県別の結果は公表していますが、市町村別、地域別の公表はしない方針としています。その理由は、序列化や過度の競争を生じさせないためと説明しています。

山口県教委は、国の方針に沿って市町村別、学校別の公表はしないと、防府市教委も県の指導に基づき防府市の結果は公表しないとしています。したがって、県内での防府市の学力の水準が比較できません。これに対し、秋田県や大阪府、鳥取県などは、国の方針に反し、市町村別の結果を公表する方針を決定しております。

さて、ここで私が疑問に感じることは、国は都道府県別の結果の公表は序列化や過度の競争を生じさせるものではなく、市町村別、学校別の公表は序列化や過度の競争を生じさせるものと考えていることとあります。私にはこのことがよく理解できません。教育長さんには文科省にかわって、その理由を説明していただきたいと思います。

いま一つは、過度の競争の意味がよく理解できません。テストを実施し、その結果を公表すれば、当然、競争意識は芽生えます。しかし、これは決して悪いことではありません。競争があるからこそ、世の中も人間も進歩、発展するものだと思います。児童・生徒も保護者も先生も、これを学力向上に振り向ければ、実施の目的が達せられるというものです。過度の競争はよくないということは、ある程度の競争は容認するという意味です。では、

ある程度の競争と過度の競争の違いは何ですか、教育界には競争は悪という思想が存在しているように思えてなりません。教育長さん、これも文科省にかわって説明を願います。続いて、学級崩壊についてお尋ねします。

生徒の私語、立ち歩き、悪ふざけ、口答え、暴力等により、正常な授業ができない状態を学級崩壊と呼んでいます。今、これにより、全国の小・中学校の現場で、教師を休職に追い込むほど悩ませているという実態が報告されております。市内の小・中学校で学級崩壊と呼ばれるような実態はあるのかどうか、また、崩壊とまでには至らなくても似たような実態はあるのか、お尋ねいたします。また、その原因を何と考えているか、教育長のお考えを伺います。

続いて、道徳教育についてお尋ねします。

日本では、戦後60数年、満足な道徳教育が行われてきませんでした。週1回の道徳の授業はあるものの、現状は全く形骸化していると言われております。このことが最近の子どもによる凶悪犯罪の理由の一つに挙げられています。改正後の教育基本法第2条では、教育の目標として、その第1項に「豊かな情操と道徳心を培う」とありますが、現在、防府市ではどのような形で、あるいはどのような内容で道徳教育を行っているのか、お尋ねします。また、豊かな情操と道徳心を培うには、何が有効と考えるか、教育長のお考えを承りたいと思います。

続いて、教科書の選定についてお尋ねします。

教科書の選定権は、市教委にあります。そこで、どのような選定基準によって選定しているのか、また、選定された教科書に対する関係者等の意見、評価はいかがなものか、お尋ねします。また、子どもの教育の最終責任者である親に対して教科書選定に関する情報や歴史の授業内容を記した年間指導計画等はあるのか、また、公開されているのか、お尋ねします。

最後に、ジェンダー・フリーについてお尋ねします。

ジェンダーとは、社会的性別と訳します。したがって、ジェンダー・フリーとは、「社会的性別に対する一般通念にとらわれず、固定的性役割の通念からの自由を目指す思想」だそうであります。私流に解釈すると、社会の中で男女の役割というものを勝手に規定するなという女性の叫びかと思えます。誤ったジェンダー・フリー教育が全国の学校現場で行われていると聞きます。それが、例えば、男女混合名簿であったり、運動会での男女合同騎馬戦であったり、体育の時間での男女同室着がえであったり、あるいは行き過ぎた性教育もそうかもしれません。教育界でこのような思想がばっこしていることは、ゆゆしきことだと思えます。防府市でこのような教育が行われているのかどうか、お尋ねをいたし

ます。

以上、壇上よりの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まず、市民との協働による「花いっぱい運動」についての御質問にお答えいたします。

国体に向けて、「おいでませ！山口国体」防府市実行委員会では、ことし平成21年度から23年度にかけて山口国体・山口大会に焦点を合わせた「花いっぱい運動」を展開しております。これは山口国体の第一推奨花であるサルビア、ブルーサルビア、マリーゴールドの3種類の花を中心に、学校や地域の団体に栽培していただき、本番の山口国体・山口大会では、花のプランターで競技会場や駅、沿道、民泊拠点施設などを文字どおり「花いっぱい」にして、来防者の方々をおもてなしする予定でございます。

今年度の参加は、企業や学校など48団体で、県立山口農業高等学校の全面的な御協力のもとに約3万6,000本の苗を育成、配布しております。また、松崎地区連合自治会や商工会議所青年部、右田地区「つくしの会」のように独自に国体を目指して花いっぱいに取り組まれる団体の御協力もいただいております。来年度以降、さらに大きな運動の広がりが可能になるものと考えております。

今回、国体が開催されることにより、市民皆様方の「花いっぱい運動」の機運も盛り上がり、これを持続するには絶好の機会と考えております。これまでは主に花壇においての花の植えつけを行ってまいりましたが、今後は国体時にも使用しますプランターを利用し、道路、沿道にも花を、また、住宅1軒につき1プランター運動を市民、企業、行政との協働で進め、市内を花で飾りたいと考えておりますので、引き続きお力添えをお願いいたします。

続きまして、市の教育政策についての御質問にお答えいたします。

本市のまちづくりを進める上で、人づくりは大きな柱の一つとなるという議員の御指摘につきましては、私も全く認識を同じくいたしているところでありまして、また、市民、地域、保護者というそれぞれの立場から寄せられている本市教育施策に対する大きな期待を常日ごろから痛感しているところでございます。

そのため、私は、観光、環境、教育の3Kを最重要施策と位置づけ、校舎などの耐震対策をはじめとする教育環境の整備、コンピュータなどの教育機器の整備、学校支援員等の配置など、児童・生徒が安心して登校し、学習できるよう、重点的に予算を配分しているところでございます。

また、防府市教育委員会では、生きる力をはぐくむことを基本方針とされまして、「元氣、つながり、変革」をキーワードに、「21世紀を主体的にたくましく生き抜く力と豊かな人間性を備えた人材を育成すること」を推進目標に掲げ、施策の充実に取り組んでおられます。

私は、平成10年、市長に就任当初から、児童・生徒の倫理、道徳の充実・強化の必要性を掲げ、具体的に行動することができないかと思案する中で、私自身、直接、児童・生徒と語り合う機会を持つことができるため、平成15年度から小学校6年生と、平成19年度からは中学校給食もスタートしましたので、中学校2年生全員と、毎年、学校給食をともにした折に、その際、児童・生徒との語らいの中で、夢や目標を持つこと、計画的な生活をする、礼儀正しくすること、読書することなど、人が生きる上で大切にしなければならないことを、大変微力ではございますが、直接児童・生徒に伝えているところでございます。今後も教育委員会、学校の主体性を尊重しながら、本市の発展に貢献できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長より答弁いただきます。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） それでは、まず、市民との協働による「花いっぱい運動」について再質問をさせていただきます。

ただいま市長さんから積極的な答弁をいただきまして、私の趣旨は十分御理解をいただいたというふうに思っておりますが、ここでさらに何点かお尋ねをしてみたいと思います。現在、地域団体等からどの程度の参加が得られておるのか、あと2年ありますが、さらなる参加をいただくためにどのようなことを計画しておるのか、まずそのことについてお答えをいただきたいと思います。

すぐ答えられないようですので、また知らせてください。それぐらい用意しとかんとだめですよ、あなた。

それから、推奨花はサルビアとマリーゴールドということですが、私を感じるんですが、ちょっとこれだけでは単調かなと思うんですね。それで、防府市独自の別の花をひとつ考えてみたらどうだろうか、このように思っております。例えば、ガザニアという花がありますね。これは自分も市の緑地帯にボランティアで植えておりますが、緑と黄色の花のコントラストが非常にきれいで、しかも丈夫なんですよ。

これを、例えば、街路樹の植樹桝あたりに植えていくと、非常にいいんじゃないか。植樹桝の雑草も抑制をすることができるので、この辺をちょっと考えてみられてはどうか、ひとつ提案なんですけど、いかがですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） ただいま議員のほうからガゼニアの件、確かにこの花につきましても非常に、水も余り要らないということで、管理についても非常にしやすいというような花でございます。これについても今御提案のように、その中でまた検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） 部長、一回、警固町のほうに一緒に見に行きましたよね。非常にきれいな花だと思うんですけど、ぜひ検討してもらいたいと思います。

それから、プランターを置いてマリーゴールドとかサルビアを育成するということが、ちょっと私、気にかかるのは、夏場、プランターの容器が小さいので、水が不足して、小まめに水やりをしないと、これ枯らしてしまうおそれがあるんですよね。その辺、十分な管理が行き届くように、関係団体によくお願いをして、徹底するようにしてもらいたいと思います。どうも私の予感では、今の行政の対応力では七、八割方枯らすんじゃないかというような気がしますので、ぜひそういうことのないように努めてもらいたいと思います。

それから、ついでに、いつも言っておりますが、雑草について、この対策についてお尋ねしておきます。特に、JRの高架下の側道に生えている雑草なんですが、市長さん、これ見られたことがありますか。非常に繁茂して見苦しいんですね。あわせて金網、フェンスですね、これも交通事故で、今行くと、四、五ヵ所破れています。フェンスは破れる、雑草は生え放題と、非常に見苦しい、これでは観光を語るなかれと、こういう状態を放置して観光を語るなかれと、こういうふうに言いたくなりますので、ぜひもてなしの心を尊重して、きちっとした早急な対策、これを講じてもらいたいということを要望しておきます。

今回の災害で一ついいことは、先ほどから出ておりますが、助け合いの心、ボランティアの心、これが生まれたことだと、このように私は思っております。この機をとらえて、ぜひボランティアの育成に力を入れていただきたいということを強く要望しておきます。

それでは、これを終わらしまして、次は、防府市再生のための人づくり政策についてお尋ねをいたします。

ただいま市長さんの政策が、学校の体育館を毎年1校ずつ建設するというだけでは、非常に教育政策とすれば薄いんじゃないかということを壇上で申しました。市長さんにもっと骨太の政策というか、そういうものを示していただく必要があるのではなからうかと、

このように私は感じております。

例えば、山陽小野田市がやりました「生活改善・学力向上プロジェクト」と、こういうことで一生懸命取り組みましたけれども、そういったような市民に、また、我々にも十分わかる教育政策というものを示していく必要があるのではなかろうかなど、このように思っているところなんです。

先ほどはコンピュータの機器をそろえるとか、学校支援員を増やすとかいうことですが、そういう個々のものではなくて、骨太の政策を示してもらいたいということをお願いしたいと思います。もし、市長、あれば、ここで御答弁を願いたいと思いますが、いかがですか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 岡田教育長先生とは日ごろから今おっしゃったような「生活改善・学力向上プロジェクト」のような、そのようなたぐいの話をいつもいつもさせていただいているところでございますが、改めて、今、御指摘をいただきました。来年度、早速、そのような、議員、言われるところの骨太のきちとした方針を教育の分野で掲げていけるように努力してまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） それから、さらに参考に、市長さんには、イギリスのサッカー首相が1988年に教育改革法を定めまして、教育改革に成功したんですね。それで、これはどうやって成功させたかということは御存じでしょうか。御存じないようですので、ぜひこれを本も出ていますので、勉強していただいて、これは非常に参考になると思いますので、そして、新たな政策を打ち出してほしいということ要望しておきます。

議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） まず、家庭・学校・地域社会・教育委員会・行政が一体となった人づくりシステムの構築についての御質問にお答えいたします。

議員から御提案がございましたとおり、防府市の発展に貢献する人材の育成のためには、家庭、学校、地域社会、教育委員会、行政が連携を強化して教育の充実を図ることが大変重要なことだと考えております。そのためにそれぞれの立場や関係において、情報や行動の連携の強化を図っているところでございます。

具体的には、桑山中学校校区におきまして、学校、家庭、地域住民及び関係機関等の連携及び協力による児童・生徒の健全育成に向けた地域ネットワークづくりの推進を主なねらいとする「生徒指導総合連携推進事業」に取り組んでおります。また、新田小学校では、

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することを目的とする「学校支援地域本部事業」に取り組んでおります。各学校においては、保護者や地域に向けて授業や学校行事を公開する機会を増やしたり、学校だより等の地域への配布や学校ホームページの開設を行ったりすることを通して、積極的に情報発信を行い、学校の教育活動への理解を得るとともに、意見や助言を得ながら教育活動の充実に努めております。

さらに、防府市教育委員会といたしましても、学校教育課の指導主事の担当校を設け、これまで以上に各学校に出向く機会を増やし、学校課題を共有し、学校の支援体制の強化を図っておるところでございます。こうした事業や取り組みの成果、課題を精査した上で、今後、議員御提案の地域の子どもは地域全体が責任を持って育てるためのシステムの構築について検討し、関係者の連携を強くしていくとともに、連携を網の目のように広げていきながら、それぞれの教育力の向上を図り、防府市全体の教育力の向上につなげてまいりたいと思います。

次に、学校教育に係る御質問についてお答えいたします。

1つ目の全国学力・学習状況調査についてですが、このことにつきましては文部科学省から山口県教育委員会を通しまして、実施要領に基づいて行うよう指導を受けております。その実施要領に、本調査の目的は、「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ること」と明示されております。

このことを受けて、防府市教育委員会といたしましては、学校や教育委員会が全国の状況と比較検討することで、本調査の目的である指導や施策の改善に資することは可能であると考え、市町村別や学校別の数値による結果公表は必要ないと判断しております。県内の市町や他の学校と比較することよりも、標本数が圧倒的に大きい全国の状況と比較することこそが本調査の目的達成につながると考えておりますし、このことが、議員が言われるところのある程度の競争だと考えます。逆に、市町村別や学校別に数値を公表して比較するということは、過度の競争につながり、それは不必要な競争だと考えております。

防府市教育委員会といたしましては、実施要領に基づき序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮しながら、今年度の調査結果の概要と分析によって出てきた課題を各学校と共有し、学力向上のための支援をより強化してまいりたいと考えております。

2つ目の学級崩壊についてですが、小・中学校における学級崩壊は、教員の指導力不足、学校の組織としての指導体制の不十分さ、家庭の教育力の低下、児童・生徒の基本的生活習慣のなさや規範意識の低下等、さまざまな要因が絡み合って生ずるものと考えておりますが、現在、防府市立小・中学校におきましては、学級崩壊という状態にある学級はござ

いません。しかしながら、各学校、各学級は、それぞれ学習指導、生徒指導上の課題を抱えているのが実情でございます。各学校が全校体制による学級の安定化を図っていくよう、防府市教育委員会といたしましても支援してまいりたいと考えております。

3つ目の道徳教育についてですが、新学習指導要領においても、道徳教育の充実が主な改善項目として上げられております。本市の小・中学校では、すべての学校において道徳授業の年間標準授業時数を完全に実施しており、指導内容につきましても、各学校で地域素材を生かした道徳資料を作成して授業実践を行うなど、工夫した取り組みが見られます。本年度は各学校が作成しました地域素材を生かした道徳資料を防府市教育委員会において取りまとめ、互いにその資料の活用が図られるよう各学校に配布する予定にしております。

続いて、豊かな情操と道徳心を培うための有効な取り組みについてですが、学習指導要領には道徳教育の内容として、「自分自身に関すること」「他の人とのかかわりに関すること」「自然や崇高なものとのかかわりに関すること」「集団や社会とのかかわりに関すること」が定められております。これらの内容の指導においては、各学校において体験活動を生かすことや、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とする児童・生徒が感動を覚えるような魅力的教材の開発・活用など、創意工夫ある指導が重要だと考えます。また、道徳授業の実施や教材の開発などに保護者や地域の方々の積極的な参加や協力を得ることで、家庭や地域との共通理解を深め、連携を図ることも必要と考えております。

4つ目の教科書の選定についてですが、平成22年度使用教科用図書の採択に関する基準につきましては、文部科学省から山口県教育委員会を通しまして、小学校用は「平成20年度と同一の教科書を採択すること」、中学校用は「中学校用教科書目録に登載されている教科書のうちから採択すること」の通知を受けております。このことを受けまして、教科用図書の採択事務は、教科用図書採択地区協議会において、その採択地区の教科書研究調査委員会が作成しました調査報告資料に基づいて協議を行い、その結果を尊重して、防府市教育委員会において採択を行うという手順で進められております。

その過程におきまして、教育委員や学校教育に学識経験を有する職員、校長及び教員、保護者等さまざまな立場の方々が採択にかかわられ、生徒にとって適した教科書であるという判断により採択に至っております。

加えて、採択に当たっては教科書展示会を開催し、広く意見を収集することで、教科用図書の適正な採択に役立てる取り組みも行っております。さらに、採択事務手続に関する情報公開についても、条例等の法令に基づいて公開すべきものとされております。

また、各教科の年間指導計画の公開につきましては、多くの学校で学級だよりや学年だ

より等に、1週間や1カ月の授業計画を載せて、保護者にお知らせしております。

5つ目のジェンダー・フリーについてですが、学習指導要領の道徳編には、小学校では、「互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う」、中学校では、「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」という道徳教育の内容が示されております。このことを受けて、各学校において、男女は基本的には人間として同等ととらえるべき点と、互いの差異を認め合い、補い、助け合うべき点があることを理解した上で、男女がその特質を生かし合った協力のあり方を具体的に考え、実践できる児童・生徒の育成に努めているところでございます。議員御指摘のような性差を無視するような教育及びジェンダー・フリーという表現の使用につきましては、国の指導を受け、全体的に行っておりません。

以上、さまざまな具体的視点から教育のあり方につきまして、議員から御指摘いただきましたが、これからも関係者の連携を強化しながら、防府市の発展に貢献する人材の育成のためにということはもちろんのことではありますが、広く社会全体に貢献できる人材の育成を目指し、児童・生徒のより望ましい自己実現を支援してまいりたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） それでは、最初は、学校・家庭・地域社会・教育・行政が一体となった人づくりシステムについて再質問をさせていただきます。

今、教育長さんのほうからそれぞれの学校でシステムを、地域ネットワークづくりであるとか、学校と地域、あるいは学校と、これは何ですか、何かと連携してやるというような形でやっておるという説明をいただきましたが、要するに、こういう形態を市全体の大きな組織に拡大していくというのが私のねらいです。ですから、これを、基礎はありますので、それをぜひ拡大してやっていっていただきたいと。

それで、提案するんですが、この人づくりシステムを構築するために、まずそれぞれの代表、つまり、家庭の代表、学校の代表、それから、教委からの代表、地域からの代表、そういう方々に参加していただいて構成する協議会をまず立ち上げることを提案したいと思います。

そこで、家庭が抱える問題であるとか、あるいは学校が抱える問題であるとか、あるいは地域が支援できること、それから、教育委員会や行政が支援できること等を徹底的に議論をしていただいて、そして、具体的にどのような連携の仕方があるのか、あるいはまたどのような協力支援の方法があるのか、知恵を出して考えてもらいたいということであり、いかがでございますか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御指摘のとおりでございますが、先ほど壇上から申しました桑山中学校、これは平成20年度と21年度の2年間の研究指定校でございますが、新田小学校は20年、21年、22年と、3年間でございます。いずれも今取り組んでいることをこの学校の校区で終わるのでなくて、それを全市的に広げるというふうな使命を持つての研究指定校でありますので、議員さんの御要望に十分おこたえできるものと思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） それでは、ちょっと確認しますが、地域全体が一体となった人づくりシステムを構築するために協議会を立ち上げるということをお約束いただけるということで理解してよろしいですか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今申しました研究指定校の動きを見まして、また、議員さんの御要望を踏まえまして、その方向で対応させていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） それと、あと先進地の事例等もありますから、そういうものもぜひ参考にしてもらいたいと思うので、ちょっと紹介いたしますが、例えば、大阪府の忠岡町では、ボランティアが小学校児童の世話をしたり、中学校の先生を手助けする事業を行っております。教育委員会が学生のボランティアを募集して、そして、そこでは昔話をしたり、あるいは囲碁、将棋を教えたり、中学校ではクラブ活動の補助、校庭の手入れなどをしております。

それから、新潟県小千谷市では、学校ボランティア、組織化をし、「地域子どもはぐくみ事業」というのをやっております。いろんな事業をやっております。

それから、宮城県では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに社会全体で取り組むため、子育て支援に理解と熱意のある方々で組織する子育て応援人材バンクの登録者を募集ということをやっております。

それから、東京品川区では、小1プロブレムの解消策として検討委員会を設置しております。

それから、札幌市教委では、退職教員で運動部を活性化することをやっております。

それから、宮城県の石巻市教委では、2009年、小・中学生の学力向上を目指す「石巻の学びステップアップ事業」を始めました。同市の学力テストの正答率が県平均を下回ったと、そこで市教委が市を挙げた取り組みが必要ということで、同事業の実施を決めた

と、校長会が核となって教員、保護者、市民からなる学力向上推進委員会を設置して、共通の問題点を把握したり、あるいは学力向上推進モデル校を置き、教員向け授業研究会や模擬授業、児童・生徒向けの家庭学習手引き作成といった計画を立てて推進しているということです。

それから、最後に、山梨県教委では、山梨大学と連携し、指導力のある理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）を養成するプログラムを今年度から実施すると、県内小・中学校で核となる理数系教員を育成することで、子どもたちの理数離れを防ぐのがねらいだと、こういったような事例もありますので、ぜひ参考にさせていただいたらと思います。

それから、学力テストですが、まさに教育長さん、文科省を代表したような答弁で、ちょっと私の考えとは合わないんですが、要するに、市町村別、学校別の公表というのは、それぞれの地域や学校が全国平均、あるいは県平均と比較してどの程度の水準にあるのかと、児童・生徒自身も保護者も一応それを知っておきたいと、また、これは個人の結果が公表されるわけではないので、何ら問題ないじゃないかと、こういう考え方があるわけですね。序列化という問題も、下位の学力が上位の学力と差がなくなってくれば、そんな意味も全く薄れてくるわけですね。

だから、過度の競争という表現をしていますが、これは競争は悪と考える人たちの主観をもとにした表現ではないんだろうかと、文科省がそれを容認していることは、これはちょっと大きな問題だなというふうに感じております。

また、学力テストの公表に関する文科省の姿勢、考え方において、非常な閉鎖性を感じます。また、文科省を頂点とした都道府県教委、市町村教委、学校という、いわゆる教育界が非常に閉鎖的だということを感じます。かつて、いじめによる自殺が騒がれたときに学校の閉鎖性とか、あるいは教育委員会の閉鎖性ということが盛んに指摘されましたけども、今はまさに情報公開の時代です。オープンな社会を目指すということが時代の潮流になっているわけですね。この公表を避けるということは、まさにこの流れに逆行するものではないんだろうかというふうに私は考えます。教育長さん、個人的見解としてどうですか、その辺は。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 全国学力・学習状況調査でございますが、この結果の公表は一切やっていないのじゃなくて、一つのいい点、あるいは問題点、あるいは傾向というのは言葉でもって発信しておりまして、ホームページでも出ておりますし、あるいは学校のほうにも伝えておりますし、学校のほうもまた学校だより等でもって一つの傾向を出して、

ただ、数値でもって出すことの弊害といいますか、競争心をあおっていくということは、昭和30年代から40年代、非常に学校間、あるいは個人間で順位がわかってくることによって非常に争うという世界が生まれたものですから、同じ轍を踏まないようにということは心にとめておきたいと思っています。だから、公表をしておるんですけども、数値での公表はしていないというふうに御理解いただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） 競争というのはどこの世界でもあるんですよね。それで、我々もよく、いかにして都市間競争に打ち勝つかというような言葉を使います。国にしても競争はあるし、企業にしても競争はある、スポーツでも競争はある、ゴルフも野球もマラソンもみんな競争してるわけですよ。それを皆、いうたら過度の競争をしています。子どもに競争を避けさず教育というのが私は間違ってるんじゃないかと、競争というのはあるんだということをしっかり教えることが大事なんじゃないかと私は思います。そこを教えられない教員というのは、いわゆる資格のない不適格教員ということになると私は考えますので、その辺のところはもっとおおらかに考えていいんじゃないかと、そういうふうに思いますので、（笑声）ぜひよろしくをお願いします。

それから、学級崩壊ですが、防府市の実態はそのような学級崩壊と呼ばれるようなものはないと、似たようなものはあるのかもしれませんが、それで、その原因を何と考えるのかと私は質問したんですが、その回答がありましたですかね。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 壇上からは5点ほど申し上げたと思いますが、1つは、教員、（発言する者あり）いいですか、はい。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） ちょっと私の聞き漏らしで、ちょっと時間がないもので。学級崩壊の原因というのは幼稚園からこれはもう既に起きてるんですよね。それで、ここに久保先生もおられますが、幼稚園教育要領というのがありまして、これ文科省が示しています。これは大人主導の指導から、幼児の主体的活動、個性尊重による教育の意向がこのような状況を引き起こしておると。要するに、小学校に入学しても、きちんとしたしつけができてないものですから、自由と放任を履き違えた指導が自由保育として行われているので、集中力や集団性が養われないまま小学校に入学する子どもが激増して、いわゆる小1プロブレムというようなものを引き起こしているということなんですね。

ですから、そういった自由保育とか、そういった物の考え方、それから、小学校においては児童中心主義、それから、家庭においては対等の親子関係観とか、そういったものが

こういう根底にあるのではなからうかと思しますので、しつけ、規範意識の教育というものをしっかりやっていただく必要があると。

それから、もう一つ、私はこれ、こう言うと、皆さんから大いに反論されるかもしれませんが、あえて申し上げますが、体罰の一律禁止の見直しをやらないと、私は教育、だめだと思います。悪いことはだめ、やってはならないことはだめだということをきちんと教えることが、この学級崩壊を防ぐためにも必要なことであるというふうに思いますので、その辺の見直しもぜひ考え直す必要があるのではなからうかというふうに思いますので、難しいでしょうが、そういう考えもあると、見直しも必要だということの一つ頭に入れておいていただく必要があると。

それから、道徳教育ですが、ちょっと教育長が言われたのが、私、ちょっとよう理解できないのですよね。豊かな情操と道徳心を培うための有効な道徳教育は何と考えるかとお尋ねしたんですが、何か「自分自身に関すること、他の人とのかかわりに関すること」云々と言われました。ちょっとよくわからないんですよ。これの有効な教育内容というか、それをもう少しわかりやすく言ってもらえませんか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 前段に申し上げたことは、これは学習指導要領に述べてあります、4つの領域のことをごさいますして、これは全国どこに行っても、この内容をクリアしていかなければいけないということです。この道徳教育の中で、私が一番、各先生方が心して頑張っていたかなければいけないのは、やはり体験活動を通して本当にわかるということが言えると思いますし、それから、特に道徳の時間の場合は、感動、あるいは初めて発見した価値観といったもの、要するに、感動というものがなければいけないし、それから、それを支えるためには魅力ある教材というもの、あるいは資料というものがなければいけません。

あわせて学校は地域の中の存在でございますので、家庭、地域との連携の中で、特に今日は地域の人々のいろんな人材を活用しながら、この道徳教育を進めるということ、だから、体験活動、感動、そして、地域の方々との連携、その中でもって樹立していくことが肝要ではないかなと思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） 私の個人的な考えを申させていただきますと、教育基本法の新旧いずれもですが、第1項に「宗教の社会生活における地位は、教育上尊重する」というふうに記されております。2項が「特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」ということがありまして、この2項が強く主張されて、1項の意味が非常

にかき消されたような背景があったように思うんですね。私は、どうしても宗教教育というものは人間の規範として、非常に大事なものじゃないかと思うんですね。だから、特定の宗教ではありませんが、一般的宗教の素養というか、そういったものを取り入れた道徳教育というものは必要なんじゃないかなと考えております。

それから、教科書についてですが、私も、実は小学校五、六年用の「わたしたちの家庭科」とか、小学校6年「小学社会」上下、中学校の社会科用「公民」「歴史」の教科書をちょっと読みました。そんなにひどいという内容じゃなかったと思うんですが、今後も偏向のない教科書を選定していただくようお願いをしておきます。

それから、最後になりますが、ジェンダー・フリーで、今、内閣府のほうでもこの用語を、誤解を招くからということで、使用しないようにというふうに指導されておるということですが、先ほどちょっと申しました男女混合名簿、これが、聞くところによると、市内で約3分の1ぐらい使用されていると、これは名簿の作成権はそれぞれの校長にあると、こういうふうになっていると思いますが、それで、いまだ33%も男女混合名簿があるということ、これは生まれた経緯は、ジェンダー・フリーが言われ出して男女混合名簿が出てきたんじゃないかと思うんですが、いまだに33%も残っておるということで、ジェンダー・フリーという思想の根がまだ残っておるといような感じがします。できたらこの辺の指導をやっていただくことをお願いをしたいと思ひまして、以上で私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 1件、混合名簿につきましては事務局のほうからの情報が正しくなかったようですので、小学校で12校、それから、中学校で3校ございました。だから、50%を超えているということで、これは教育委員会からは一切、こうしなさいということの指導をしておりません。

だから、あくまでも校長先生がずっと県内を回ってこられる中で、これがいいというふうにお考えでやっていらっしゃると思うので、今、委員会がそれをやめとか、あるいはこうしなさいという指示は、今後も続けるつもりはありません。あくまでも学校として都合がいいから、それを採用されているというふうに我々は考えております。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） ちょっと黙っておけないので。校長に権限があるので、それはなかなかやりにくいということですが、しかし、何か考えて、もう一遍校長先生にも内閣府の意図等もよく理解をしてもらって、普通の名簿に戻していただくようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 以上で、17番、今津議員の質問を終わります。

お疲れでございましょう。15分間、3時15分まで休憩といたします。

午後3時 2分 休憩

午後3時15分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、21番、原田議員。

〔21番 原田 洋介君 登壇〕

21番（原田 洋介君） 会派息吹の原田洋介でございます。本日5番目となりました。これまで皆さん、本当、時間いっぱい、目いっぱい質問をされてきておりますので、私もその流れを断ち切ってはいけないと思い、（笑声）一生懸命質問をさせていただきますので、執行部におかれましては明快なる御答弁のほうをよろしくお願いをいたします。

7月21日に発生をいたしました記録的豪雨による災害によって多くの方の命が犠牲になりました。そして、いろいろな経緯によってふだんの生活ができなくなってしまった人、そういった方々もたくさんいらっしゃいます。ここに改めてお見舞いとお悔やみを申し上げます。

災害の発生から約1カ月半、9月6日、この間の日曜日には国道262号線も仮の復旧をいたしました。これまでどおりの生活に戻りつつありますが、まだまだあの勝坂の坂を上がっていくと、本当に大きな災害のつめ跡が残っております。まだまだこれから完全な復旧には時間がかかると思っておりますけれども、私もできる限りのことを一生懸命やって、市民の皆さんのために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

まず、1点目でございますが、これは市が指定している自主避難所についてであります。

今回の記録的豪雨による災害時に市が指定している自主避難所20カ所の中には、浸水や土砂の流入で自主的に避難できない箇所が幾つか見られました。そういった避難所の状況は、市の執行部は把握できているのでしょうか。今回の豪雨が想定外、予想を超えるものであったとはいえ、また同じような雨が降った場合にこれらの避難所が機能しないのであれば、見直さなければならぬと思っておりますが、どうでしょうか。お考えをお伺いしたいと思います。

次に、被災者に対する心のケアについてお伺いをいたします。

1995年1月17日、午前5時47分、大学の試験に備え徹夜で勉強していた私は、とてつもない恐怖を感じました。わずか数秒間でしたが、轟音とともに押し寄せてきた大きな揺れにパニックになり、生まれて初めて死の恐怖というものを感じました。あれから10数年たった今でもわずかな地震を感じるだけで、気分が悪くなってしまうことがあります。

災害によって不安や緊張、疲労による体調不良、強いストレスが加わることによってさまざまな心の問題が引き起こされる可能性があります。フラッシュバック、急性ストレス障害、心的外傷後ストレス障害、いわゆるPTSD、そして、うつなど、災害の発生直後でなく、個人差はありますが、数週間から半年ほどして発症するとも言われており、災害発生から1カ月半、まさにこれから危惧される大きな問題でもあります。こういった精神的に不安を感じる方々のために手を差し伸べることも行政の務めであると考えておりますが、その対策はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

3点目でございますが、被災者への情報の提供についてお伺いをいたします。

被災された地域の皆様に、一日も早く従前の生活に戻っていただくためには、行政の支援も必要ですが、そのためにしっかりとした情報を伝達する務めがまずあります。家を建て直すためにはどうすればいいのか、家が浸水の被害、全壊や半壊になっていなくても、周りの状況でそこに住めるのかどうかなど、不安に思っている方もたくさんいらっしゃいます。生活をしていく上での経済的な面もどうなるのか、そういった声を多く聞くことがあります。災害直後には行政からの情報が全くなく、行政の対応が悪いというおしかりも、私も受けることがありました。現在、どのような対応をされ、どのような情報を被災者の方々に伝達をされているのか、その方法等を教えていただければと思います。

以上、簡単でございますが、壇上よりの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、自主避難所の中で危険な箇所となっているところの把握についてのお尋ねでございます。

防府市地域防災計画の資料編6 4に掲載しております自主避難者対応の地区別避難所、これは市民の皆様が危険を感じ、自主的に避難される場合に市が開設する避難所でございますが、地区別に20カ所の施設を指定しております。

この自主避難所は、地区で1カ所または地区で二、三カ所の施設を指定している地区もありますが、表をごらんいただいておりますように、公民館や福祉センターといっ

た市の施設と民間施設でございます。このうち危険な箇所となっている自主避難所は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン内にある自主避難所が4カ所ございます。

土砂災害警戒区域以外でも、台風や大雨洪水などで、河川の増水・はん濫や高潮といった災害の種類や形態によりまして、危険と思われる自主避難所、また、その規模や状況によっては適切でない判断される自主避難所も数カ所ございます。

御案内のように、今回の豪雨では、小野公民館は土石流により土砂が館内に流入し、自主避難所として機能がとれなくなったことから、小野小学校と小野中学校のどちらかとなりますが、災害形態が土石流であることと、小学校、中学校の位置、周りの環境などを検討し、急遽小野小学校の体育館を自主避難所として開設し、職員を派遣したところでございます。

また、牟礼公民館は、豪雨により水路の水量が急激に増え、オーバーフローしたことから、進入路及び敷地内が水没し、公民館に入るためにはひざまで水につからなければ入れない状況であったことは、災害対策本部に連絡が入っております。実際の災害時には、その発生場所あるいは洪水、がけ崩れ、地震、火災、土石流等、そういった災害の種類や規模など、さまざまな状況の違いがございますので、それぞれの事態において、臨機応変に適切な自主避難所を選定することが重要であると考えております。

また、自主避難となりますと、住民の方が安全で、一番近いところを独自に選ばれて避難されることとなりますので、この点について、避難する要因が何であるか、十分見きわめ、早目に各地区の方々にお知らせしたいと思っております。

御質問の避難所の見直しについてでございますが、現在の地域防災計画の避難所は、さまざまな災害時に使用する公共施設を、また、協定を結んでいただきました民間施設を掲載させていただいております。最近では、異常気象により局地的な豪雨、ゲリラ豪雨とか、副振動による高潮など、被害をこうむった場合は、甚大な被害となる、過去に経験したことがない災害も多く発生しておりまして、災害の形態によっては適切でない避難所もございます。

したがいまして、台風、洪水、高潮など、各種災害ごとに使用する避難所の区別も必要と思っておりますので、地元の御意見などを伺った上で、早急に細部にわたり見直しをかけたかと考えております。

なお、資料編の避難所の掲載は地区別に掲載しておりますが、これは市民の皆様が避難所の確認をわかりやすくしているためでありまして、自主避難所をされる場合には、地区別にとらわれることはございませんので、近くの安全な避難所へ避難されますようお願いいたします。

いたします。

続いて、被災者の支援についての御質問にお答えいたします。

まず、被災者に対するメンタルケア対策についてのお尋ねでございますが、このたびの災害では、7月21日から8月19日までの間、各避難所において、市の保健師を中心に、県や民間施設からの御支援をいただきながら、常駐及び巡回による健康相談を実施いたしました。

避難所で健康相談に応じました件数は、延べ911件でございますが、そのうち不眠、精神的不安、頭痛などのメンタルに関する相談は延べ76件ございました。現在、避難所は閉鎖しておりますが、家庭訪問や電話などにより、引き続き相談をお受けしている方もございます。

また、災害ボランティアセンターや被災地域の自治会長さん、民生委員さんなどを通じまして、相談依頼をされた方についても家庭訪問などで対応しておりまして、必要に応じて県の精神保健福祉センターや専門医への紹介を行っております。

なお、メンタルケア対策について、被災者の方々への周知につきましては、市広報や市ホームページなどでお知らせしています。

さらに、被災が大きく、避難勧告が長く続いた右田地区と小野地区を中心に、被災者にあらわれる症状例や相談窓口などを記したパンフレット約1,800部を各世帯に配布し、必要に応じて電話相談や家庭訪問を行うようにしております。今後とも、被災された方々から相談支援などの要望がありました場合には、速やかに対応してまいりたいと存じます。

最後に、被災者への情報提供についての御質問でございますが、被災者に地域の復興計画、災害防止のための事業やその他の行政情報をきめ細かく伝えられないかというお尋ねでございますが、御案内のとおり、被災後、自分が住んでいた地域がどうなっているのか、この先、安全に住むことができるのだろうかといった御不安をお持ちの方も多いことは十分承知しております。

したがって、今回の災害の復旧に対し、市はそういった不安を払拭していただき、地域の安全・安心の確保を図る観点から速やかに国、県に対し、早期の災害関連事業の着手を要望いたしました。

その結果、国土交通省の緊急点検において、危険度Aランクに判定された37カ所を中心に、国直轄及び県の砂防関連緊急事業により、砂防堰堤の建設、整備が進められることとなりましたことは大変ありがたいことでございます。

午前中の一般質問でもお答えしておりますが、現在把握しておりますのは、国直轄事業

として奈美松ヶ谷地区の奈美川、真尾南郷地区の上田南川、下右田勝坂地区の剣川、高井神里地区の神里川、大崎地区の素川の計5カ所が事業決定され、また、県事業として真尾石原地区に3カ所、高井神里地区に2カ所、下右田勝坂地区に1カ所の計6カ所が事業決定されております。これらの一部では、既に関係住民を対象に説明会が開催され、中には工事に着手されている箇所もございます。これらの事業は、来年の梅雨時期までに完了する予定でございます。これらの堰堤が早期に整備されることは、ひとまず安全な生活を担保できるものではないかと考えております。

市は、現在、被災された方々に、もとの平穏な生活に一日でも早く戻っていただくため、地域の復旧・復興に全力を挙げて取りかかっているところでございますが、機会あるごとにこれらの行政情報についてお伝えし、御説明するなどしていかねばならないと考えているところでございます。

一方、被災者の皆様への各種支援制度の情報提供も大変大事なものでございまして、御承知とは思いますが、災害発生後、直ちに支援制度などを掲載した市広報「臨時号」を作成し、7月30日より市内全戸に配布を、さらに被害の大きかった右田、小野地区におきましては、先月末に税や国民健康保険料の減免や見舞金、支援金等を掲載した「豪雨災害による被害に対する減免等のお知らせ」を作成し、自治会を通じて配布いたしました。また、周知のための現地への個別訪問や両地域の自治会長の皆様を初め、関係者の方にもお集まりをいただき、御説明などもいたしているところでございます。

さらに、9月には、1日と3日に担当職員が「FMわっしょい」に出演し、各種の支援制度についてお知らせいたしておりますし、5日と6日の土曜日、日曜日には右田公民館で税などの相談会を開催いたしました。同じくこの12日と13日の土曜日、日曜日には小野公民館で、この相談会を開催することとしております。

こういった説明会や、さらに市広報やホームページ及びFM放送などを通じて地域の復興計画、事業や支援情報をお伝えするなど、行政情報が地元の方々にくまなく行き渡るよう心がけていく所存でございます。

なお、御質問にありました弔慰金は8月末までに10名の遺族の方に支給が完了しております。死亡見舞金はこれにあわせて支給しております。

また、家屋被害の見舞金につきましては、該当する支給対象者を決定し、8月31日に口座振替依頼書などの関係書類をお送りしております。義援金につきましては、10月に配分委員会を開催した上で、被災者の方々にお配りすることといたしております。今後も被災された皆様方に対し、必要な行政情報や支援制度について丁寧にお知らせし、きめ細かな対応をとってまいりますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。それでは、少しずつというか、再質問というか、いろいろ意見等を言わせていただきたいと思います。

まず、初めの避難所のことでございます。自主避難所の中には、今回、避難所として機能できなかったもの、ちょうど今答弁の中で例として小野公民館と牟礼公民館のことを答えていただきましたけれども、それぞれこの2カ所について、なぜそういう、使えなくなったのか、その原因というものがわかっているのでしょうか、そのあたりお答えいただければと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 市長の答弁の中でも、例としてお答えをさせていただいておりますが、例えば、牟礼公民館でしたら御存じのように、ああいった地形の中で設置をされております。当然、大雨等が降りますと、排水等には問題があるというふうには前々から言われておまして、それが今回の大雨でも、結果として、ああいうふうに雨水がたまったということでありまして、

これらについては、いわゆる根本的な解決も必要ではなかろうかというふうに思っておりますが、結果としてはああいう形で、いつもというわけじゃないんですが、大雨のときにはそういった状態になるということは私どもも把握をいたしておりますし、小野公民館につきましては今回土石流の関係でああいったことになりましたが、ある一面、私どもはそこまで想定はしてなかったんですが、こういった災害になればそういったことも起きるということは改めて認識をいたしましたので、今後、そういった危険区域と思われるところにあります避難施設、自主避難施設ですが、こういったものは当然、見直していかねければならないというふうには考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。今、牟礼の公民館のほうなんですけれども、総務部長が今、御答弁されたとおり、もともと、前々からあそこは水がたまってということはずっと言われております。ちょうど2年前の6月の議会で、大村元議員さんがこの地域の排水の問題についてもいろいろと質問をされておりました。

地域というのはもともとずっと、周りの柳川自体も天井川になっておるんですけれども、あの地域というのは田んぼがずっと広がっていて、ある程度の涵養といいますか、貯水池の役割を果たしておったんですが、いろいろとあそこに新しい施設ができたりとかして、

その辺の排水のポンプの機能とかが、ちょっと能力が足りないんじゃないかというような一般質問がありました。

このときはいろいろと係争中でどうのとかいうので、いろいろちょっと紛糾したような感じだったんですけども、このときに市長の答弁で、「市民の安心・安全のためにいろんな観点から最善を尽くしていきたい」ということをおっしゃっておられました。大村元議員さんも「この地域の周りで床下浸水等あったらどうするんだ」ということを、声をちょっと荒げるような感じでもありましたけれども、そういう指摘をされておりました。現にあの地域周辺の浮野地区でも、公民館だけでなく、床上浸水等もあったわけでございます。

そして、牟礼公民館のところというのは、もちろん御存じだと思いますけれども、あそこに消防署の東の出張所もあり、消防団の牟礼分団の器庫もあるところでございます。現実、あそこで消防車のほうも水につかって、エンジンがちょっと悪くなったりとかいうこともありました。

そういったことから考えて、あの地域、何とか排水の問題、早急に片づけていただかなければならないと思いますが、この2年前の時点から今日に至るまで、何かこういう排水対策のために、何か対策を講じられたのか、そのあたり教えていただければと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 2年前から現在に至って、どういう対策がなされたかという御質問でございますが、当時、大村議員の質問の中に、台風時期の停電に対して自家発電を整備されていないというようなことで、これについて、今後、どうしていくのかというような質問があったように記憶しております。それ以後、この施設には自家発電がございませんので、台風時の停電対策といたしまして、発電発電機を現地に以前準備いたしまして、停電時でもポンプが一応機能できるというような体制に平成20年度より行っております。

また、今回の雨量につきましても、現在のポンプ能力からいきますと、1時間70ミリを超えるような雨量になっておるわけで、現在のポンプ容量では対応し切れなかったというのが現実でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） 時間70ミリの雨が降って対応できないということでございますが、1回起こったことがもう二度と起こらないとは限らないわけございまして、これからまた70ミリ、そして、それ以上の雨量というのも観測される可能性というものが

十分あるわけでございますので、引き続きといいますか、ぜひそれを改善されるよう要望させていただきたいというふうに思います。

それとまた、避難所についてなんですが、市内で指定避難所とされているところが70カ所ぐらいあって、その中で自主避難所になっているところが今20カ所あるわけなんですけれども、この中に公民館とか、そういったところが中心なんですが、中には向島のように民間の施設があるところもございます。そういった中で、もちろん指定避難所も含めてなんですが、公共施設だけでは、危険な地域もたくさんあるので、できるだけ民間の方々にもどんどん協力をしていただいて、安全に避難できるようなところを確保すべきだと、これから思います。

そういった中で、こういった民間の施設、ちょっと大きな会社の事務所であったり、そういったものも使わせていただいけませんでしょうかというような、そういうものを募ったりとか、そういうことをこれから考えたりしてはどうかというふうに思っているんですが、そのあたり、お答えいただければというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今、ございましたように、今現在は大体公共施設も主に指定をいたしておるわけでございますが、いろいろな災害に対応できるというようになると、なかなか公共施設も適切でないところが結構ありますので、それは今お話のとおり、今からは民間の施設も借りなければ、ありとあらゆる災害の対応にそれぞれ使い分けるということはできないというふうに私どもも考えております。

今後はできるだけそういった民間の方の御協力をいただくようなことも積極的に取り組んでいきまして、できるだけ市民の方が安心してそこに行かれるという環境の整備はやっていきたいというふうに考えておりますので、また、議員さん各位におかれましても、そういったお話があれば、ぜひとも私どもにもお知らせをいただきたいというふうに思っておりますので、その点につきましてもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） はい、わかりました。ぜひ本当、今答弁でおっしゃられたとおりでございますし、民間の施設というか、市民一丸となってということが大切だと思いますので、そちらのほうも引き続きよろしく願いをいたします。この項は終わります。

次に、2点目のケアの問題なんですが、こういった精神的なものというのは時間がたつてから出てくるということがよく言われております。実際に大きな災害、7月21日以降、ここ最近ずっとそうなんですが、晴天が、本当いい天気が続いております。それから、本当、まとまった雨というのがあれ以降ないわけなんです、もし、例えば、ちょっと1時

間50ミリまで行かなくても、ちょっとしたザーッとくる雨が降ると、精神的にそこで、それが起点になって、いろいろな障害が出てくるという可能性が十分に考えられます。

いろいろと引き続きケアをされるということなんですが、今答弁をお聞きしておりますと、結構いろいろな、家庭訪問であったり、避難所の中でということをおっしゃられておりましたけれども、一番心配されるというのが子どもたちに対してであります。今夏休みが終わって、学校に行き中経過しておりますけれども、子どもたちに対するケアというものも非常に大切なのではないかなと、大人に比べて精神的にも傷つきやすい世代であったりしますので、そのあたり、子どもたちに対するケアというものを何か考えていらっしゃるならばお示しいただきたいなというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 御指摘のとおり、被災地の方々からそのようなお話を私も承っております。阪神・淡路大震災の直後には、あの地域で教育の現場が少し荒れたとか、あるいは学力が著しく低下したとか、そのような話も聞いておりますよと、そのような対策も教育委員会のほうでしっかりお願いしますねというようなことなども教育委員会のほうにはお話を実はいたしておりますので、それなりの御回答がいただけるものと思っております。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、市長のほうからありましたけど、その御指導を受けまして校長会、あるいは特に被害の多かった小野小学校、それから、右田小学校、右田中学校につきましては、どういう状況であるかということの確認と同時に、継続して心のケアを続けていただくようお願いをしております。また、これは折に触れて、1回だけで済むものではありませんので、これからの校長会、たびたびございますので、折に触れて、また徹底方をお願いしてまいります。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。今市長から御答弁いただきましたが、私が申し上げたかったのは、本当そういうことございまして、表面上は普通に見えても、心の奥底に何かそういうものが残っていたりということもいろいろあります。私は実際、被災地の方と話をして、実際に、ちょうど土石流を目の当たりにした子どもが家には帰りたくないということをしきりに言ってらっしゃったりとか、仮住まいをされていたんですけれども、夜、寝れなかつたりとか、それで、目をつぶると、その光景がフラッシュバックをしてきて、なかなか落ちつかないということも実際にいろいろと聞いております。ぜひこのあたり、もちろん地域一丸となってでありますけれども、やはり行政として手を差

し伸べていってあげなければならないと思いますので、そのあたりも引き続きよろしくお願いをしたいと思います。この項は終わります。

最後の情報の提供なんでもございますけれども、丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございました。災害の、この質問の通告を出したところが8月中でありまして、それから約2週間ぐらいを経過して、およそ行政のほうもそれぞれで家庭訪問に行かれたり、そして、いろいろな支援策等についても固まってきたりしましたので、情報の提供をされていることは住民の皆様からもお聞きはしております。

でも、災害発生直後というのは、ずっとこれまでの質問の答弁でも聞いておりましたけれども、なかなかそういう状況ではなかったということはお聞きしております。

しかし、住民の方々からすれば、何でうちには何かそういうことを何も言われんのんじゃないということは当然考える。考えるというか、なかなか無理でも、そういうことを言いたくなくなってしまうという心理というのをわかりただけだと思います。本当に親身になってというか、そういったきめ細やかな行政を引き続きしていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、21番、原田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時48分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年9月9日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 松 村 学

防府市議会議員 大 田 雄二郎